

タイ、ASEANの今がわかるビジネス・経済情報誌『アレイズ』

ArayZ

進化すべし、変化すべし



新赴任者こそ知っておきたい

会計

税務

法務

よく起こる問題やコロナ禍の制度変更などを解説

GDM Thailand

事業用不動産から見る
タイ事業環境の変化

Roland Berger

モバイル決済が創る
東南アジアエコシステム

日立物流

アフターコロナの経営変革
【物流業界編】

4

APRIL
2021 Vol.112

FREE



オフィス内装・

工場内装なら

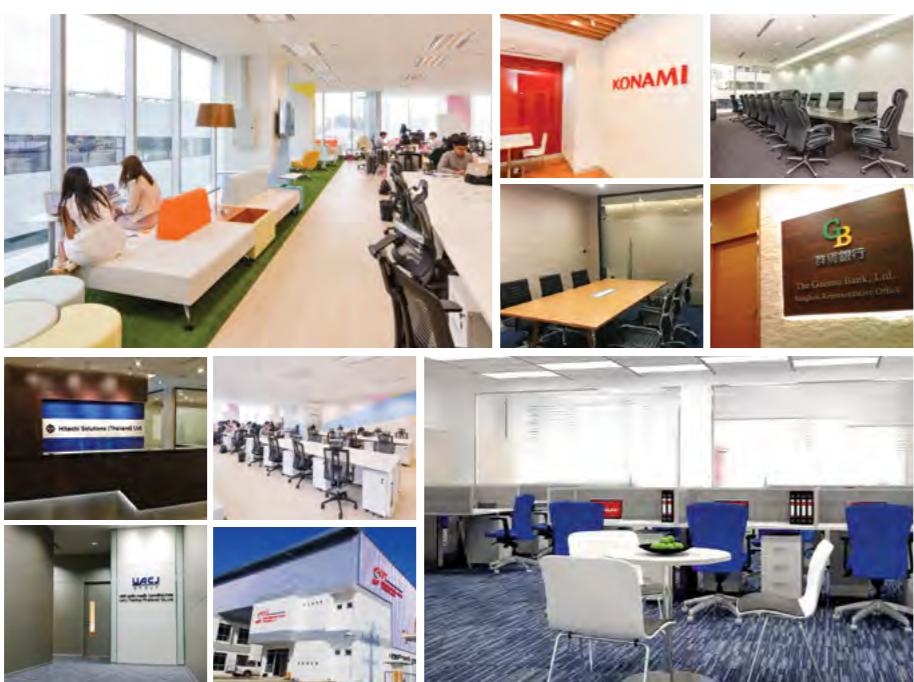


日本人ならではの気遣いと
気づきを形に



100
以上の
案件実績

内装
家具
展示会
アーキテク
ト



GDM(Thailand)Co.,Ltd.

担当:山本 ☎ 088-572-4998 ✉ seiiji@gdm-asia.com

57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211, Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330



詳しくは弊社Webをご覗ください
GDM アジア 検索

WAREHOUSE ENHANCEMENT

最適な機能を備えた近代的な倉庫

アユタヤのFrasers Property Logistics Park(Wangnoi 2)にて。



賃貸可能

あらゆる物流ビジネスにサービスを提供



洗練された
デザイン



フレキシブルな
空間



環境にやさしい
設備



幹線道路への
アクセスが容易



付近に
主要小売店の
流通センター

アクセス

Frasers Property Logistics Park Wangnoi 2は、バホンヨーティン通り(国道1号線)のKM55とKM57に位置し、バンコク、中部、北部、東北部を結ぶ東外環状線からわずか1,500mほどに所在しています。

主要な小売流通センターに囲まれ、フリーゾーンスペースの利用とBOI恩典取得が可能です。
Frasers Property Logistics Park(Wangnoi 2)は流通サービスに最適です。

Contact us at

(66) 805 805 005

Fpt.sales@frasersproperty.com

Industrial.frasersproperty.co.th



Frasers Property Industrial Thailand

NEW

2021年開業

総開発面積400ライ

マプタット港至近 レンタル倉庫/工場

供給が少なかったマプタットエリアに
ついに新規開発地誕生！



マプタット工業団地 **4 km**
マプタット深海港 **7 km**
アマタシティラヨーン **30 km**

小規模から大規模まで
ニーズに合わせ調整可能

供給が少なかったマプタット工業
団地エリアに、待望の新規開発地が
誕生しました。

タイの重要な工業地域であるラヨー
ン県はEECの発展と共に今後さらに
飛躍するエリアだと予想されます。小
規模のレンタル倉庫・工場でもご活用
いただけます。長期リースも可能です。

(5,000m²以下レンタルも個別分割相談可能)



Check Point

- 1 工業用地として使用可
- 2 マプタット工業団地に近接する好立地
- 3 30m幅道路沿いで
大型トレーラー輸送もスムーズ

Photo Gallery



本物件に関するお問い合わせは下記まで

電 話 086-513-7435 高尾
Eメール takao@gdm-asia.com

- 工業用地取得
- 土地権利証書移転
- 操業許可
- 建築申請サポート

GDM (Thailand) Co., Ltd.
www.gdm-asia.com
57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211
Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330

弊社のこれまでの実績

- ・東プレ 様
- ・アイシンアジアパシフィック 様
- ・古河電工 様
- ・福島工業 様
- ・宇部興産機械 様
- ・アムテック 様
- ・JX日鉱日石 様
- ・アマダ 様
- ・コマツ 様
- ・トヨタ車体精工 様
- ・古河オートモーティブ 様
- ・アルプス電子 様
- ・積水プラスチック 様
- ・日本ガイシ 様
- ・パナソニックデバイスSUNX 様
- ・不二越 様



JB press
バブル崩壊を防いだ中国の目の前に思わぬ伏兵

【無料定期配達募集中】

ご希望の方は、件名を「無料定期配達希望」として、住所(郵便番号)、電話番号、氏名(日本語・英語)、年代、在タイ歴をご記入の上、以下までお申し込みください。
gdm-info@gdm-asia.com

※郵送はタイ国内に限らせていただきます。

ArayZマガジン4月号 Vol.12

2021年4月10日

発行 - GDM (Thailand) Co., Ltd.
57, Park Ventures Ecoplex,
12th Fl. Unit 1211, Wireless Road,
Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330
発行人 - 高尾博紀

Contact us
本誌、広告に関するお問い合わせ
ad@gdm-asia.com (Japanese · Thai · English)
www.arayz.com
086-513-7435 (高尾)、097-137-4831 (鶴飼)

著作権はGDM (Thailand) Co., Ltd.に属します。
本誌に掲載されている記事、写真などの無断
掲載、複写、転載を禁じます。
Copyright by GDM (Thailand) Co., Ltd. 2021

【注意】本誌は、本誌が信頼できると判断した各種情報に基づき作成しているのですが、その正確性や確実性を担保するものではありません。本誌に記載している情報のご利用に関しては、ご自身の判断でなされますが、その正確性や確実性を担保するものではありません。本誌に記載している情報のご利用に関しては、ご自身の判断でなされますよう改めてご承諾ください。また、本誌に記載された内容は予告なく変更されることがあります。

image: Freepik.com



弊社は2010年の創業以来、工場や倉庫、ホテル、オフィス、商業施設などの事業用不動産の売買を手掛けてきました。これまでに96万m²を超える売買仲介を行ってきましたが、今、大きな流れの変化を感じています。端的に言えば中国系、台湾系企業のタイ進出意欲の高まりです。このコラムでは、不動産取引の現場から見えてきた今後起こり得るタイの事業環境の変化について、複数回に亘って考察してみたいと思います。

GDM Thailand
高尾 博紀

早稲田大学商学部卒業。2008年来タイ。ホテル・オフィス用地や工場倉庫用地及びホテルやオフィス、商業施設などの事業用不動産売買に強みを持つ。タイ国内において960,000m²を超える不動産取引実績を有し、企業の不動産取得支援を行っている。

タイ進出トレンドの変化

第1回 就業許可証の保有者数から読み解く

まず、大局から見た日系企業のタイ進出のトレンドを振り返ってみます。

タイには大きく20年のサイクルで進出の波がありました(図表1)。第一期として1960年代にトヨタなどの自動車メーカーが相次いで拠点を設けました。第二期は80年代。主に85年のプラザ合意により急速な円高が生じ、日本からの輸出が伸び悩んだ結果、そのサプライチェーンがタイをはじめとする東南アジアに出てきた時期です。

2000年代に入り、第三期進出ブームがありました。ただ第一期、第二期は大口の顧客付きで進出したサプライヤーが多かった中、第三期ではそういう大きな需要の見込みがないにも拘わらず、とりあえず東南アジアに進出しなければと闇雲に拠点を設立した会社が多くなったように思います。

そして今、20年代に入つて大きなトレンドの変化が起きています。タイ経済が成熟し始め、各国企業に加えて大きな力を在感を増しているのが中国企業です。

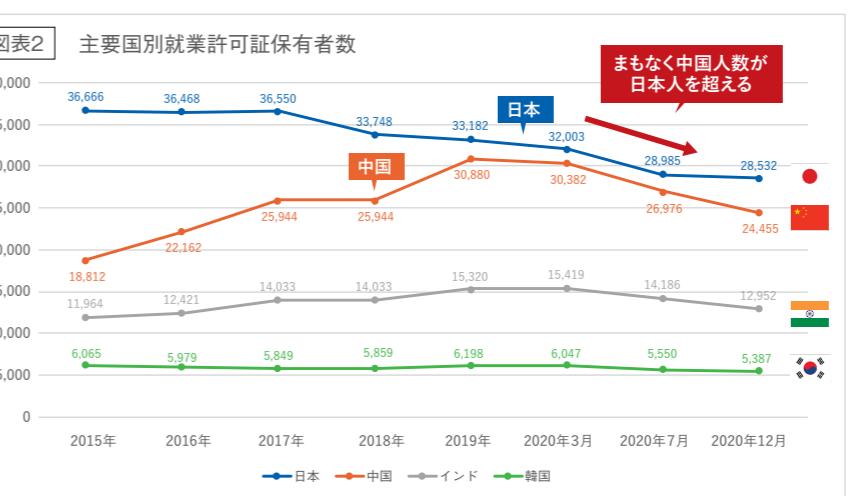
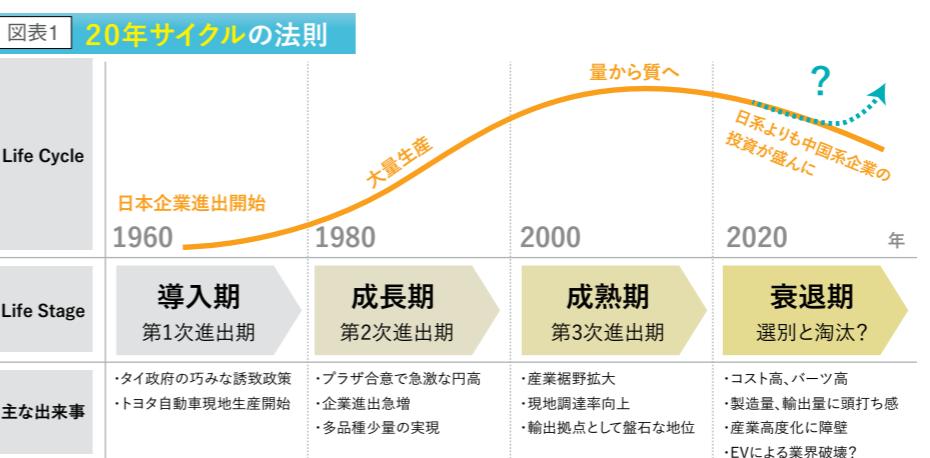
図表2は、タイの就業許可証を持ついる日本人と中国人の人数を示しています。グラフの通り、18年時点、日本人の就

業許可証保有者は約3万6000人ほどいましたが、昨年3月時点で既に日本人の数と中国人の数がほぼ拮抗していましたことが非常に特徴的です。

今後の見通しとして、中国は新型コロナウイルスの抑え込みに成功し、他国と

業許可証保有者は約3万6000人ほどいましたが、昨年3月時点で既に日本人の数と中国人の数がほぼ拮抗していましたことが非常に特徴的です。

一方で、日本人の就業許可証保有者は恐らく約3万2000人くらいで横ばいのまま推移するのではないかと予測しており、タイでの中国企業の存在感はますます高まっていく見込みです。次回は、タイ進出を図る具体的な中国企业の動き、その背景などについてまとめられます。



<企業トップに聞く／

アフターコロナの 経営変革

物流業界

新型コロナウイルスの問題に加えて、タイは国内市場の成熟や少子高齢化など様々な変化を迎える。企業のトップはそれらをどう捉え、対処しようとしているのか。各分野の企業トップの展望を三菱UFJリサーチ&コンサルティングの池上氏が聞く。



(株)日立物流
執行役 アジア極代表
本田 隆一

日立物流(アジア)取締役社長
日立物流(タイ) 取締役会長
Eternity Grand Logistics Public Co., Ltd.
取締役会長

日立物流

日立物流(タイ)は日立製作所の家電事業の海外工場進出に伴い1989年に設立。その後、日立物流本体が2011年に自動車部品物流大手のバンテックを買収したこと、バンテックのタイ法人であったバンテック・アマタ・ロジスティクスもグループに加わる。さらに同年、タイ証券取引所に上場していた地場企業、エタニティ・グランド・ロジスティクスを買収。3PL事業(荷主から倉庫+配達等の物流を一貫して請け負うサービス)とフォワーディング事業を展開している。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、御社の事業展開にどのような影響がありましたか？

私は日本のメーカー様や小売流通企業様に対して、サプライチェーンソリューションを提供するために存在しています。自社の提供サービスメニューにおけるプロダクト・アウトではなく、お客様に寄り添うマーケット・イン型ソリューションプロバイダーを榜していますが、そこからさらに踏み込んで、各産業のサプライチェーンマネジメントのパートナーにならなければならぬと改めて強く感じました。

昨年、コロナ禍第二波の際、全ての産業界がこれまで経験したことの無い事態に遭遇しました。需要の急激な縮減あるいは蒸発、それに伴い工場生産を一時停止せざるを得なかつたメーカー様、また商業施設

の閉鎖で売り場を失った消費財メーカー様、一方で巣籠り需要増による家電製品や家具・雑貨メーカー様の販売増、外食産業の店舗閉鎖に伴う家食・中食を支える食品スーパー様の販売急増、バンコク居住者の地方への帰省に伴う生活必需品メーカー様の地方での販売増等々、様々な事象が起これ、それぞれの非常事態に際し、そのソリューションを必死に模索されておられるのを物流事業者の立場から目の当たりにしました。

お客様は商品を作り、消費地に運び、販売します。そこには原材料や部品の調達物流があり、工場での生産物流があり、その後の販売物流があります。今般の非常事態では、それらのどこかあるいは複数に問題を抱えていました。

産業ごとに違う「お困り事」ですから、当然必要なソリューションはそれぞれ異なる

り、徹底的にお客様に寄り添つて最適解の提供を求められた私共は、もっと高く、より深い知見を持つ産業スペシャリストを有するサプライチェーンソリューションパートナーに進化しなければいけないと痛感しました。

具体的にはどのような取り組みを行っていきますか？

二つは、今後はシェアリングエコノミーの追求をより進めたいと思います。例えば先述の通り、自動車メーカー様の生産一時停止あるいは生産減となた際、自動車部品を配送するトラック車両の稼働率が大幅に下落、一時は完全に止まりました。一方で、食品スーパー向けの配達は急激に伸び、転用可能な車両を投入しても全く需要に追いつかず、逼迫状態が続きます。

ステータスとエタニティ・グランド・ロジスティクスを経営統合しました(存続会社はエタニティ)。バンテックは自動車産業に立脚しており、一方、エタニティは消費財、食品産業などに強みを持つため、両者を統合することで顧客への提供価値向上と進化、サービスメニューの整流化によるシナジー追求、そして顧客ポートフォリオの健全性の確保を実現したいと思います。

加えて、先に述べた様に、同業種のみならず、異業種・多業種の企業の皆様と協創し、お客様である日系企業のプレゼンス向上に貢献していくたいと思います。



【聞き手】三菱UFJリサーチ&コンサルティング 池上 一希

コロナ禍でEコマースが注目されています。Eコマース事業者は物流企業にとって競合になりますか？

未曾有の危機だからこそ、自分たちだけではできない価値を創り、お客様に提供することが大事だということを正に実感させられました。この流れはウイズコロナ、アフターコロナになつても続けていきたい、もうと進化させていきたいと思います。

私共の物流に加えて、商流、金流(お金の流れ)、情流(情報の流れ)を組み合わせたソリューションをお客様に提供し、新しいサプライチェーン構築のお手伝いをしました。

コロナ禍により、タイでもEコマースは発的に伸びました。そして、マーケットプレイス型事業者様やEコマース事業者様だけではなく、現在、様々なメーカー様、店舗での小売り事業者様がオンライン販売を指向し、ラストマイルも含めそれを支える

今後の事業展望を教えてください

もう一つは、同業他社のみならず、異業種や他業種の企業とも協力して、エコシステムを形成し、お客様にソリューションを提供することです。実際にある国(国内市場)がコロナ禍で大きな打撃を受け、大量に貯まつた在庫を一時で販売したいという企業様がありました。その企業様はタイに法人がなく、商流が作れません。そこで私共が商社と協創し、生産国の物流会社とも協業し、商品の輸入、決済の仕組みも整えることにより、タイで販売することができます。

私共の物流に加えて、商流、金流(お金の流れ)、情流(情報の流れ)を組み合わせたソリューションをお客様に提供し、新しいサプライチェーン構築のお手伝いをしました。

コロナ禍により、タイでもEコマースは発的に伸びました。そして、マーケットプレイス型事業者様やEコマース事業者様だけではなく、現在、様々なメーカー様、店舗での小売り事業者様がオンライン販売を指向し、ラストマイルも含めそれを支える

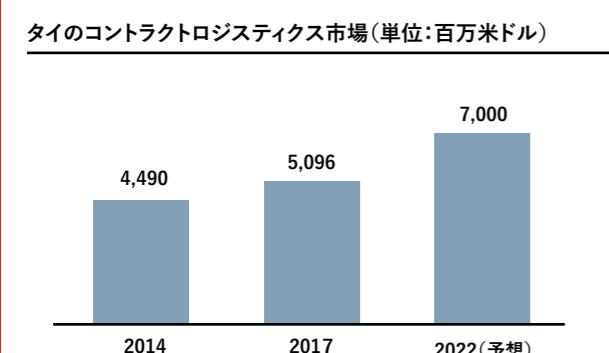
タイの物流業界動向

By MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

3PLも含めた包括的なコントラクトロジスティクスサービスを求める顧客は多国籍企業や日系企業が主であったが、近年は人件費をはじめとした各種のオペレーションコストが上昇。物流オペレーションは従来は自前主義であったタイ企業も委託ニーズが拡大しており市場の伸びしろは大きい。

一方、日系物流事業者の競争環境も厳しいものとなりつつある。市場で先行するDHL、Schenkerをはじめとする欧米系に加えて、近年は全国ネットワークを有する地場競合も実力を備えつつある。

近年の顧客側の要求水準はより高度なものとなりつつあり、例えば精密機器や医療関係などの個別の業界に特化した物流品質や、全世界の自社拠点へのアクセスが求められることも多い。従来以上に高度な対応能力が物流事業者側にも求められている。



MUFG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Tel: +66(0)92-247-2436 E-mail: kazuki.iikegami@murc.jp(池上)

【事業概要】タイおよび周辺諸国におけるコンサルティング、リサーチ事業等

トップエグゼクティブの
美と経営
Beauty Management

対談を通して見えてきたメッセージ

前回に引き続き、資生堂で執行役員及び同社アジアパシフィック社の創業時からCEOを長年務められたジャン・フィリップ・シャリエ氏との対談を振り返りながら、経営者の仕事について考えてみます。



美と経営

対談を通して見えてきたメッセージ

前回に引き続き、資生堂で執行役員及び同社アジアパシフィック社の創業時からCEOを長年務められたジャン・フィリップ・シャリエ氏との対談を振り返りながら、経営者の仕事について考えてみます。

シャリエ氏がシンガポールの資生堂アジアパシフィック社のトップに着任した2014年は、資生堂にとって非常に大きな出来事があった年です。それは、日本コカ・コーラ社出身の魚谷雅彦氏が社長に就任したことです。役員経験のない外部出身者が社長に就くのは創業以来初めてでした。

当時、東京をベースに仕事をしていたシャリエ氏は東南アジアへの事業展開に対する情熱を持ち続けており、大谷社長（当時）に「資生堂がグローバルカンパニーを目指すのであればアジアに本腰を入れなくてはならない」と進言したそうです。

ちょうど資生堂グループ全体での長期計画の策定に取り掛かり、全社戦略の大幅な見直しを行うタイミングであったこともあり、資生堂としては全く新しい組織形態であった資生堂アジアパシフィック社をシンガポールに設立しました。

シャリエ氏はその時の経験から、重要な点として次の二点を挙げました。

第一に、何よりもまず自社のことを「適切に」理解することです。シャリエ氏はトップ就任後に全グループ会社を訪問し、それぞれの組織や現地市場について理解を深めたと言います。今が資生堂にとって変革の時であること、今変わらなくてはグローバルな競争では生き残っていくことはできないということを、すべての幹部・スタッフに時間を掛けて自らがじっくりと説明をし、協力を得られるように説得をしていました。そうです。

このように、海外事業においては制度や技術を移転・移植するだけではなく、理念や事業目的の共有化などを通じて、価値観や考え方も徐々にシンクロナイズさせていく必要があります。

第二に「戦略の軸はぶれてはいけない」ということを挙げています。少し事業が上手くいかなくなると、隣の

芝が青く見えるのか、安易に他の事業に手を出したり、すぐに他のことに取り組んでみたりということでは駄目なのです。

これは柔軟性を持たないということではなく、何をして何をしないのかを明確にする、つまり戦略の本質を考え抜くことなのです。

本社主導で「物事を右から左へ」と極端に変えようとしても、多様性に富むアジアではそう簡単には動きません。シャリエ氏は、最低でも5年くらいのスパンで戦略を実行に移していくことが望ましいと考えたようです。

しかし、ここで大切なことは「財務業績も5年後で良いか」ということではありません。変革には5年掛かりますが、同時に単年の数値目標も達成していくことが求められます。厳しいようですが、単年の数値目標を達成することなく、言い訳をすることは許されません（3月号より）とシャリエ氏は述べています。

全てのグループ会社の幹部やスタッフとの「信頼関係の構築」が最も重要であることを認識し、ビジョンやミッションそして戦略的方向性の共有に関しては根気強く相応の時間を掛けて取り組む。その一方で、経営者として最低限の仕事である財務的業績の達成についての「言い訳は、決してしない」という一貫した態度が印象的でした。

そのためには中期経営計画などの場において、単なる数字合わせではなく、自らがコミットする指標と関連する要因を徹底的に考え抜くことが大切になります。経営トップの姿勢は必ず現地の従業員や本社のスタッフは感じ取っているものなのです。

■ ■ ■

藤岡 資正・英オックスフォード大学より経営哲学博士を授与（D.Phil. in management studies）。チュラロンコン大学サンシン経営大学院エグゼクティブ・ディレクター・MBA専攻長、NUCBビジネススクール教授などを経て現職。早稲田大学ビジネススクール客員准教授、戦略コンサルティングファームCDI顧問、神姫バス社外取締役、Sekisui Heim不動産取締役、中小企業変革支援プログラム顧問などを兼任。

第3回 信頼関係構築と財務業績の一丸を追う経営



撮影：石田直之

チュラロンコン大学サンシン経営大学院 日本センター所長 明治大学専門職大学院教授 藤岡 資正	サンシン経営大学院 イアン・フェンウィック 学長	資生堂アジアパシフィック ジャン・フィリップ・シャリエ 前社長
---	--------------------------------	---------------------------------------

タイをはじめとするアジアで挑戦を続ける人たちの姿を紹介
あの人たちのターニング・ポイント

タイに来たきっかけを教えてください

20歳の頃、大学の夏休みに旅行でタイを訪れ、現地で仕事をしている日本人の方々や同年代のタイ人の若者と話をする機会がありました。そこで熱気には当たられて「海外で仕事をするのは面白そうだ」と思いました。

実は元々弁護士に強い関心はなかったのですが、法

武器になると感じました。また、大企業のような組織の一員としてではなく、個人に裁量がある専門家として東南アジアの仕事に関与したいと思い、弁護士になるため法科大学院に進みました。

司法試験の勉強は大変でしたが、幸い仲間に恵まれ、友人たちと日夜議論するのも楽しかったです。

GVA法律事務所に入られた経緯を教えてください

前記の通り、自分の裁量を持つて東南アジアで仕事をしたいと考えていたので、比較的小規模な事務所に絞って勤務先を探していました。その過程で、GVA法律事務所を知りましたが、直接で訪れた時はまだ設立されて数ヶ月という状態でした。そんな中で、直接で東南アジアへの思いを語つても前向きに受け止めてくれたことが印象的でした。

入所後は4年間弁護士としてスタートアップ企業の支援に従事しました。目

が回るような忙しい毎日でしたが、刺激的でとても充実していました。

GVAの頭文字のGにはグローバル

A TECHで、AI-CON Proというサービスを開発しました。AIによって契約書に潜むリスクを瞬時に検出し、法務業務の効率化を実現するサービスです。契約書のチェックで難しいのは、書かれていらない情報からリスクを検出することです。のためにチェックリストなどを用意しますが、取引条件が変わると別のチェックリストを使ったりしなければならず、大変な労力を要します。

AI-CON Proは私が契約書を読み終了させてしまいます。書類チェックにおける特定のリスク検出において、AIの速度と正確性に人間は太刀打ちできません。一方で、弁護士は不要になるとは思いません。エクセルがあるから会計は不要という話にはならないと同様に、テクノ

ロジーを活用して処理可能な法務情報の範囲と量が拡大する結果、弁護士が提供する機能は今後もますます重要な地位を占めています。

当初は事務所を潰さないために必死でした。ようやくタイでの仕事を通じて社会に貢献している実感が出てきたのは最近のことです。

Aーなどは法務サービスによるほど法務に対する期待や要求は高まります。

私はタイを選択しましたが、東南アジアの中でも成熟期を迎えていたタイにおいて、法務サービスの必要性はこれからも増えるだろうと考えています。法務サービスにおいて、社会が成熟することは最も重要なアクターで、社会が成熟するほど法務に対する期待や要求は高まります。

当初は事務所を潰さないために必死でした。ようやくタイでの仕事を通じて社会に貢献している実感が出てきたのは最近のことです。

Aーなどは法務サービスによるほど法務に対する期待や要求は高まります。

その意味で、これらの弁護士に求められる資質の一つは、体制構築能力ではないでしょうか。企業の様々な業務がAIやソフトウェアなどに置き換わっていく中で、それらを前提にして企業の法務リスクを管理する体制を作る必要が出てくると思います。

ロジーを活用して処理可能な法務情報の範囲と量が拡大する結果、弁護士が提供する機能は今後もますます重要な地位を占めています。

その意味で、これらの弁護士に求められる資質の一つは、体制構築能力ではないでしょうか。企業の様々な業務がAIやソフトウェアなどに置き換わっていく中で、それらを前提にして企業の法務リスクを管理する体制を作る必要が出てくると思います。



藤江 大輔
DAISUKE FUJIE
GVA Law Office (Thailand)

2009年京都大学法学院卒業。11年に京都大学法科学院を修了後、同年司法試験に合格。司法研修後、GVA法律事務所に入所し、15年には教育系スタートアップ企業の執行役員に就任。16年にはGVA法律事務所パートナーに就任し、現在は同所タイオフィスの代表を務める。

という意味が込められています。事務所全体として、世界中にサービスを広げたいという思いがあります。

私はタイを選択しましたが、東南アジアの中でも成熟期を迎えていたタイにおいて、法務サービスの必要性はこれからも増えるだろうと考えています。法務サービスにおいて、社会が成熟することは最も重要なアクターで、社会が成熟するほど法務に対する期待や要求は高まります。

NEWSの詳細はウェブサイト(www.arayz.com)でチェック!!
このほかの『ASEAN最新ニュース』も随時配信中!!



パナソニックがタイで新規事業を加速 現地企業とモジュール住宅建築事業に参入

パナソニックは2021年度よりタイにおいてモジュール住宅建築事業に参入する。

鉄鋼・建材大手サイアムスチールと協業し、高品質・短工期・高付加価値を実現。パナソニックの最新住宅設備などを装備した住空間を提供する。コロナ禍にあってタイの戸建て市場は20年度も順調に伸長しており、今後も都市近郊部を中心需要の増加が続くと見込まれている。

7月より高齢者向け離床アシストロボット「リショーネPlus」を発売する他、今後、IoT宅配ボックス「スマートボックス」、スピーカー付ダウンライトなどを投入。さらに、ユニットバスや住宅用IoTプラットフォーム「MirAle(ミライ)」を開拓し、住宅設備機器のラインナップを強化する。

トンロー 限定物件

📍 BTS「トンロー」駅まで徒歩14分



Premier Thonglor

家具付き! 広い間取りでファミリーにもおすすめ!



1LDK 195万฿
55m² / 家具付 / 浴槽付き



2LDK 250万฿
83m² / 家具付 / 浴槽付き



周囲は閑静な住宅地、徒歩圏内にサムティベート病院、日本食レストラン、スーパー、生鮮卸売市場のトンロー日本市場、幼稚園、塾、美容室など日本語が通じるお店が多数ある便利な立地です。



購入者特典
総合スポーツ施設が利用可
(ラケットクラブ)



[問い合わせ] プロモーションビデオ
081-813-4965(山口)
Mail:info@apamanbkk.com
HP:<https://twy.co.th>



レムチャバン付近に物流倉庫 日通商事タイ子会社が建設

日通商事のタイ法人、日通商事(タイランド)及びAZL(タイランド)がチョンブリ県のロジャナ・レムチャバン工業団地内に共同で建設した「日通商事(タイランド)・ロジャナ・ロジスティクスセンター」が竣工した。

敷地面積64,725.6m²、事務所を含む延床面積は36,821.96m²(高床倉庫・事務所29,640.66m²、低床倉庫4,734m²、低床事務所・食堂他2,447.3m²)。低床倉庫には20tクレーン2基、5tクレーン2基、2.8tクレーン1基を設置し、大型設備梱包にも対応できる。

三菱「One Bangkok」向け昇降機受注 TCCグループ開発の大型複合施設



三菱電機のタイ子会社、三菱エレベーター(タイランド)がバンコク都心部で開発が進む大型複合施設「One Bangkok」向けに昇降機を受注した。タイ初のダブルデッキ(2階建て)エレベーター12台及びタイ国内最速の分速540mのエレベーター1台を含むエレベーター250台、エスカレーター28台の計278台。

「One Bangkok」はオフィス、ホテル、高級住宅、商業施設などから成る総面積16万7,000m²、開発規模1,200億バーツの大型プロジェクトで、タイの大手財閥TCCグループ傘下の企業が手掛けている。



工場・土地売却

簡易査定無料。縮小/撤退からM&Aまでサポート可能

資産の市場価格を把握しておきませんか?

タイで960,000m²以上の土地売買取引を行ってきた弊社が、御社の土地・工場・建物を価格査定いたします。売却、M&Aのご相談も承っております。

■ タイの現在の企業動向

区分	業種	エリア	撤退・縮小理由
日系大手	電機	チョンブリ	完全撤退。統括エリア内統廃合
日系中堅	プラスチック成形	チョンブリ	規模縮小。複数工場のうち一部売却。事業伸び悩み
日系中堅	電子部品	チョンブリ	完全撤退
日系中堅	設備	チョンブリ	ローカルパートナーとの合併撤回及び撤退
日系中堅	電子部品	チョンブリ	タイ完全撤退。他国へ移設
日系中堅	食品	ラヨーン	資産圧縮。余剰土地売却
日系中堅	物流	サムットプラーカン	資産圧縮。余剰土地売却
日系中小	設備	ラヨーン	完全撤退。一極化していたクライアントからの受注激減
日系中小	アルミニウム	チョンブリ	資産圧縮。余剰土地売却

コロナ禍で必要な対策

事前に“備え”である資産価値を把握することで、具体的な“攻め”と“守り”的プランが立てやすくなります。



■ 手続きの流れ

- お問い合わせ(オンライン、面談、メール)
- 資料の準備
- 査定開始(1ヵ月前後)*お急ぎの場合はお知らせください
- 査定結果報告
- 納品



■ 過去の成約事例一例

日系企業	工場 4,000m²	土地 9,000m²
日系企業	工場 12,000m²	土地 25,000m²
マレーシア企業	工場 9,000m²	土地 24,000m²
タイ企業	工場 1,500m²	土地 3,200m²
台湾企業	工場 24,000m²	土地 163,000m²

工場・土地の売却物件も多数取扱あり。詳細はお気軽にお問合せください。

電話 086-513-7435 高尾

Eメール takao@gdm-asia.com



GDM (Thailand) Co., Ltd.
www.gdm-asia.com

57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211
Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

弊社取引実績クライアント様

- トヨタ車体精工 様
- アイシン精機 様
- 積水プラスチック 様
- アルブス電気 様
- 戸上電機 様
- 宇德 様
- 旭テック 様
- 三建産業 様
- 福島工業 様
- コマツ 様
- 名港海運 様
- 井関農機 様
- 宇部興産機械 様
- 不二越 様
- パナソニックデバイス SUNX 様
- 日本ダイヤバルブ 様
- 古河電気工業 様
- 野村総合研究所 様
- アムテック 様
- 住商マシネックス 様
- 日本ガイシ 様
- アルブス物流 様
- 不二越 様
- 日本OA 様
- バルカー 様
- 古河AS 様
- 大塚製薬 様
- アマダ 様
- フジゼロックス 様
- 他

年間業務カレンダー (3月末期末決算日の例)

タイにおいて年間業務として原則すべての株式会社(非公開会社・非BOI企業)に必要となる会計・税務・法務に関する業務をまとめたものが下の表です。毎月の業務と暦年(カレンダーワーク、1月1日~12月31日)の業務については会社ごとの決算日に関係なく同時に発生しますが、中間決算日後の業務と期末決算日後の業務については、会社ごとの決算日によって時期が変わります。今回はタイでも多くの日系企業が採用している3月末決算を例としたスケジュールとしましたが、自社の決算日に合わせた業務カレンダーを作成すると、各業務が網羅的に把握できて便利です。

注: 税務の申告期限は、インターネット申告にすることで約1週間程度延ばすことが可能

業務実施時期	実施内容	期日	詳細		期末決算日(3月末)								中間決算日			暦年終了		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月	3月			
毎月	月次会計記帳	任意(※1)	毎月の会計情報を記録し、会社の経営成績や財政状態を把握		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	法人税源泉徴収税納付	翌月7日(※2)	個人・法人に対する一定の支払を行う際、その一定額を源泉徴収税として徴収、当該徴収額を申告・納付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	個人所得税源泉徴収税納付	翌月7日(※2)	従業員給与額に応じた個人所得税の月次相当額を源泉徴収税として徴収、当該徴収額を申告・納付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	VAT納付	翌月15日(※2)	受け取ったVAT(売上VAT)から支払ったVAT(仕入VAT)を控除したVATの金額を申告・納付。税率は現在7%		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	社会保険料納付	翌月15日(※3)	タイの社会保障制度である社会保険への保険料納付。通常は従業員・会社とも月額1人当たり最大750バーツ負担(※4)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
期末決算日後	財務諸表作成	期末決算日後速やかに	年間の会社の経営成績や財政状態を示す財務諸表を作成				●											
	会計監査	期末決算日後速やかにかつ株主総会前	タイの公認会計士を会計監査人として財務諸表に対する監査を実施						●									
	定時株主総会	期末決算日より4ヵ月以内	監査済財務諸表を承認する定時株主総会を開催							●								
	法人税確定納付	期末決算日後150日以内	監査済財務諸表に基づく法人税に関する税務申告書を作成し、歳入局に申告・納付。税率20%(ただし、中小企業向け軽減税率あり)								●							
	株主名簿提出	定時株主総会より14日以内	商業登記局に最新の株主名簿を登録									●						
	財務諸表登録	定時株主総会より1ヵ月以内	商業登記局に監査済財務諸表を登録									●						
中間決算日後	法人税中間納付	中間決算日より2ヵ月以内	年間推定課税所得に基づく見積税額の半分を申告・納付											●				
暦年終了後	源泉徴収票発行	翌年2月15日(対従業員) 翌年2月末(対歳入局)	従業員給与から源泉徴収した金額等をまとめた源泉徴収票を発行・通知													●		
	労災補償基金納付	翌年2月末	労働者の業務上の傷病等に関する給付を受けるための基金への拠出。従業員全体会の年間給与に対する割合として決定される														●	
	確定申告	翌年3月末(※5)	課税年度期間(1月1日~12月31日)の個人所得に基づく税額を申告・納付。税率は累進課税で最大35%															●
年次都度	90日レポート	タイ入国後90日毎	90日以上継続してタイに滞在する場合、イミグレーションに居住地を報告						●					●				●
	ビザ・労働許可証更新	通常年1度 (異なる場合あり)	外国人がタイで就業するために必要なビザ・労働許可証の延長を実施。帶同している家族もビザの延長が必要															●

※1 敷密には会計法上で『会計記録への記入期限』が定められているが、実務上チェックされる機会がほとんどない

※2 インターネット申告の場合、期日が翌月末に延長(2021年2月~5月分まで)

※3 インターネット申告の場合、期日が7日間延長(2021年12月まで)

※4 従業員負担額を月額最大75バーツ、従業員1人当たり会社負担額を月額最大450バーツに軽減(2021年2月、3月分まで)

※5 インターネット申告の場合、期日が翌年6月末に延長(20年度分申告)

対象となる賃金の条件

- ・社会保障法第33条(通常の従業員はこちらに該当)に基づく被保険者に対して20年4月1日~7月31日に支払われた賃金であること
- ・月額賃金が月15,000バーツ以下の従業員の賃金であること
- ・通常の労働対価のみを含み、時間外労働手当、賞与等は含まない

対象となる企業の条件

- ・当該会社の19年9月30日またはそれ以前に終了した12ヵ月間の会計年度の売上が5億バーツを超える、また、当該会計年度における合計従業員が200名を超えないこと
- ・20年4月~7月の各月末の被保険従業員数が20年3月末の同人数を下回らないことただし、今後局長が布告で定める適切な理由がある場合を除く
- ・歳入法典についての他の勅令に基づく賃金に関する法人税免除を受けていないこと
- ・当該会計年度末日から150日以内に、歳入局のウェブサイトで示される書式で雇用、賃金、労働者数等に関する届出を行うこと

他方、タイの税法はむしろシンプルで、適当な理由なく市場価格よりも低い場合、タイの税法はむしろシンプルで、適当な理由なく市場価格よりも低い場合、

ただし、この制度の残念な点は、その範囲を「月額賃金が月1万500バーツ以下の従業員」に限定している点です。すなわち、月額賃金が月1万500バーツを超えてしまった従業員に対しては使えない、ということです。

他方、この賃金レベルの従業員が多くいる会社であれば、それなりのインパクトをもつた節税ができる制度かと思いますので、社内でその適用の可否をぜひ検討してみてください。

なお、その他のタイ政府によるコロナ禍の支援措置については日本の公的機関などで一覧を作成してくれています。参考にしてみるのも良いかと思います。

【タイにおける新型コロナウイルスに関する支援措置(JETRO)】https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/th/list0421.pdf

取締役会・株主総会のオンライン実施条件

1. 全ての会議参加者について、参加前の本人確認実施
2. 全ての会議参加者について、挙手及び投票を含む議決権行使方法の確保
3. 議事録の作成
4. 会議の全過程の音声または音声と映像で電子データの形態での記録。ただし、秘密投票の場合は除外
5. 全ての会議参加者との交信情報の証拠としての記録

※ 招集通知や議題案等、会議に関する書類は電子メールで参加者に送付することが認められています。

- ・充足数の3分の1以上が同じ場所に居ること
- ・すべての出席者がタイ国内に所在すること(タイ国外からの参加不可)

実はテレビ会議の実施そのものは16年から認められていました。しかし、日本企業のほとんどにとって次の条件があつたため、非常に使いづらい内容になっていました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が問題となつた20年4月に、電子機器によるテレビ会議のルールが上のようになつてきました。

現在のルールになつてからはだいぶ便利性が向上し、日系企業にとっても使いやすい制度になつていています。ぜひ有効活用されることをお勧めします。

コロナ
アップデート

(4) コロナ禍におけるタイ政府の支援措置

A タイ政府の支援措置で、多くの日系企業に役に立つものがあります。

Q 「従業員賃金の3倍を法人税計算上の費用に計上できる」という制度があります。要するに法人税が安くなる、ということを意味しますので、適用できる企業にとつては朗報かと思います。

「従業員賃金の3倍を法人税計算上の費用に計上できる」という制度があります。要するに法人税が安くなる、ということを意味しますので、適用できる企業にとつては朗報かと思います。

コロナ
アップデート

(5) 取締役会・株主総会のオンラインでの実施

A いくつかの条件を満たせば、テレビ会議を用いた株主総会などは認められています。

Q 取締役会や株主総会をリモートで実施する方法はあるのでしょうか。参加者たる取締役や株主が日本にいたり、移動制限下にあつたりし、一ヵ所に集まつて実施することができ難いのです。

実はテレビ会議の実施そのものは16年から認められていました。しかし、日本企業のほとんどにとって次の条件があつたため、非常に使いづらい内容になつてきました。

- ・事業上の合理性がある場合
(例:取引先との関係性維持)
- ・会社全体として利益が出ている場合
- ・他社との取引の場合
(グループ会社との取引でない限り、赤字取引が発生していても問題ない、という理解)

他方、タイの税法はむしろシンプルで、適当な理由なく市場価格よりも低い場合、タイの税法はむしろシンプルで、適当な理由なく市場価格よりも低い場合、

赤字取引に関しては、次のようなケースの場合は個別品目や特定の相手先との赤字取引が発生していても問題ないのではないか、という照会をしばしばお受けします。

赤字取引に関しては、次のようなケースの場合は個別品目や特定の相手先との赤字取引が発生していても問題ないのではないか、という照会をしばしばお受けします。

いわゆる赤字取引(売上に対しても売上原価の方が大きく、粗利益がマイナスになる取引)についてタイの税務署は厳しく、これに起因する追徴課税が発生した場合、納付額が多額になりがちという点を認識していただければと思います。

Q 税務上でよくある指摘・赤字取引の考え方

税務上の論点は多岐に亘ると思うのですが、マネジメントとして特に注意しておいた方が良い税務上のポイントはありますか。

ようになります。

この数値例は元の売価は1000だつたが、税務署に市場価格の1500であるとみなされて追徴課税を受け、加算税・延滞税も課税されたというケースを仮定したもの。

更生された金額500(=1500

1000)に対して、かなり多額の追加納税が発生することがお分かりいただけます。

対策としては言うまでもなく、赤字取引を極力避けるというのには尽きま

す。やむを得ず発生してしまった場合は、これらのような背景があることを念頭に置きつつ、当該取引はあくまで市場価格に準じていることを主張するしかありません。



右はBizWingsアシスタントなどを担当する東横マネージャー

税項目	内容	金額	根拠
法人税	追徴税額	100.00	= (1,500(税務署指示価格) - 1,000(元の売価)) × 20%(法人税率)
	加算税	100.00	追徴税額と同額
	延滞税	9.00	月1.5%。追徴税額と同額が限度。ここでは6ヵ月分として算定
VAT	追徴税額	35.00	= (1,500(税務署指示価格) - 1,000(元の売価)) × 7%(VAT税率)
	加算税	35.00	追徴税額と同額
	延滞税	3.15	月1.5%。追徴税額と同額が限度。ここでは6ヵ月分として算定
合計		282.15	

経営上やむを得ず赤字取引を実施しなければならない状況になることも多く、実際のところ赤字取引に関する対処法にまつわる相談は非常に多いです。基本的なロジックは上記の通りですが、実際にどう対応すべきかという方法についてはケースバイケースですので、困ったらすぐに専門家に相談することをお勧めします。

日本で滞在する個人所得税の取扱いについて解説します。

Q: 日本人駐在員や日本に通勤しているタイ人従業員のタイでの滞在期間や方法が不規則な状況にあるところ、これが個人所得税の取扱いに与える影響について教えてください。

A: 日本とタイの間を行き来した場合に発生する個人所得税上の諸論点を考えについて、表の通りまとめました。

基本的にタイにおける業務から発生した所得は、受取先がどこであれタイでの個人所得税の対象になります。ただし、タイでの滞在日数が1暦年中に180日を超えないなどの条件を満たすと免除になります。

現状ではまだ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として入国規制が日タイ双方で設けられており、本来はタイに赴任するところやむを得ずまだ日本で業務を行つてしたり、駐在員はタイに入国できても帶同するはずの家族がまだ来られないといったケースもあります。

状況に応じて様々なケースが考えられるため、不明な点があればその都度専門家に相談することをお勧めします。

るかと思います。

自社の類似ケースがある場合は表で専門家に相談されることをお勧めします。



「不明な点があれば都度専門家に相談を」と倉地氏

計算方法			
個人所得税額 = 課税所得(①総所得 - ②非課税所得 - ③所得控除) × ④税率			
①: 個人所得税計算上の対象になる所得を言います。駐在員の場合、タイの勤務先で働いたことによる所得が主な内容になり、支払場所がどこであるかを問いません(例:日本で留守宅手当を払っていたとしても、タイの個人所得税の計算対象になります)。	②: 個人所得税計算上、その性質を理由に除かれる所得を言います。交通費や出張の実費、一定の金額を超えない交通費や出張手当等が含まれます。	③: 個人所得税計算上、所得をマイナスする(結果、税金を減らす)ための項目を言います(図表1)。	④: 通常、課税所得に対して所得の幅毎に異なる税率を適用します(図表2)。注意として、課税所得額全額に同率の税率が適用されるわけではありません。

図表1 所得控除項目

区分	控除額	区分	控除額
費用控除			
給与に関する控除	100,000	個人控除	
保険・投資関連控除			
社会保障基金	5,850	本人	60,000
生命・生命貯蓄保険	100,000	配偶者	60,000
健康保険	25,000	子供	30,000~60,000
両親の保険	15,000	父母	30,000
Super Savings Fund Extra (SSF-Ex)	200,000	出産費用	60,000
年金保険料	収入の15%	障碍者	60,000
プロビデントファンド	収入の15%		
国民年金	収入の15%		
私立学校教員援助	収入の15%		
退職年金基金	収入の30%	寄付に関する控除	
国民貯蓄基金	13,200	政党・政治団体への寄付	10,000
Super Savings Fund (SSF)	収入の30%	教育・スポーツ・社会・公立病院への寄付	実費
		慈善団体への寄付	実費

図表2 タイの税率と課税額

税率	課税対象額	最大課税額
0%	150,000以下	-
5%	150,000超~300,000	7,500
10%	300,000超~500,000	20,000
15%	500,000超~750,000	37,500
20%	750,000超~1,000,000	50,000
25%	1,000,000超~2,000,000	250,000
30%	2,000,000超~5,000,000	900,000
35%	5,000,000超	上限なし

- 2020年度版。2021年度版は原稿作成時点での未確定
- 生命・生命貯蓄保険と健康保険は合わせて上限100,000THBまで
- 年金保険料、プロビデントファンド、国民年金、私立学校教員援助、退職年金基金、国民貯蓄基金、Super Saving Fund (SSF)は合わせて上限500,000THBまで

日本とタイの間を行き来した場合に発生する個人所得税上の諸論点と考え方

1 駐在員の留守宅手当

タイで個人所得税の対象になる

タイにおける職位、職務、ビジネス、タイの雇用主から得た所得、またはタイの財産から得た所得はタイで個人所得税の対象になるため。所得の受領がタイ国内であるか外国であるかを問わない。

2 タイに滞在する日本人の日本での年金

タイの居住者(1暦年内にタイに180日以上居住している方)で、当該年金をタイに持ち込んでいる場合タイで個人所得税の対象になる。

タイの居住者の場合、外国で得た所得であってもタイに持ち込んだ部分については課税対象となるため。

3 日本に帰国中の駐在員のタイでの給与

タイで個人所得税の対象になる

タイにおける職位、職務、ビジネス、タイの雇用主から得た所得、またはタイの財産から得た所得はタイで個人所得税の対象になるため。

4 タイに滞在し、日本企業の雇用関係下にある者の給与

タイで個人所得税の対象になる

タイにおける職位、職務、ビジネス、タイの雇用主から得た所得、またはタイの財産から得た所得はタイで個人所得税の対象になるため。

5 出張者給与

タイで個人所得税の対象になる

タイにおける職位、職務、ビジネス、タイの雇用主から得た所得、またはタイの財産から得た所得はタイで個人所得税の対象になるため。所得の受領がタイ国内であるか外国であるかを問わない。ただし、以下の条件に当てはまる場合は免除になる(日・タイ租税条約第14条第1項参考)。

- 当該所得の受領者である日本人が1暦年内にタイに滞在した期間が180日を超えないこと
- 当該所得が日本の居住者またはその代理人によって支払われること
- タイ国税務の対象となる企業が当該所得を負担しないこと

6 タイ法人所属で、研修で日本で就業していた一方、昨今の事情により日本からタイに戻れないタイ人従業員について日本法人負担で支払う滞在補助

タイで個人所得税の対象になる

タイにおける職位、職務、ビジネス、タイの雇用主から得た所得、またはタイの財産から得た所得はタイで個人所得税の対象になるため。ただし、実費精算、または当該出費が「海外出張手当」と整理できる場合であれば、個人所得税の対象とならない可能性あり(非課税所得になるため)。

7 駐在員家族が日本にいる場合の、配偶者・子供に関する所得控除の適用可否

駐在員本人がタイの居住者であれば控除可能(課税年度でタイでの滞在日数が180日以上)

駐在員本人がタイの居住者でない場合、配偶者・子供がタイの居住者(課税年度でタイでの滞在日数が180日以上)であれば控除可能であるが、ケースとしてあまり多くないことが想定される。

よくある疑問に専門家が回答！

タイ会計税務 一問一答

A 従業員貸付につき、毎月の給与からXXヵ月払いでの控除する形で回収していますが、書面同意さえあれば給与からの控除も問題ないでしょか？

Q 従業員貸付につき、毎月の給与からXXヵ月払いでの控除する形で回収していますが、書面同意さえあれば給与からの控除も問題ないでしょか？

A コロナ禍の影響で従業員貸付の制度化を検討していますが、利息は取るべきでしょか？

Q コロナ禍の影響で従業員貸付の制度化を検討していますが、利息は取るべきでしょか？

A タイで従業員貸付をする場合、利息を徴収するケース、しないケースが受けられます。利息を徴収しないことも可能ですが、税務調査で利息を受け取れたであろうと指摘される可能性があります。

会計士・弁護士・社労士への相談が月額5,500 THB

相談が月額5,500 THB

低価格で複数専門家に気軽に相談

原則1~2営業日の迅速回答

現在の顧問先のセカンドオピニオンにも

タイ税務/BOI専門家
坂田 竜一

社会保険労務士
長澤 直毅

公認会計士
西川 和輝

弁護士
堤 雄史

弁護士/弁理士
永田 貴久



Kaipro

低価格 / 複数専門家顧問サービス カイプロ

詳しくは ►► カイプロ 検索 <https://lp.kaipro.link/>



賞与増なのにコスト減！？

所得控除項目の使用を動機づける方法とは

このコラムでは、そもそも所得控除項目を利用するとどのように税金が減るのかを数値例を使って説明します。その上で、どのように駐在員に所得控除項目を利用してもらうための報酬設計のアイデアについて、こちらも数値例を使って説明します。興味のある方はぜひお読みください。

所得控除項目を利用した節税の数値例(A)

右の表のケース①と②は「20年内に賞与前利益が100,000THBの会社が、日本人駐在員に25,000THBの追加賞与を支給する場合」を想定した数値例です。

ケース①は控除項目を何も利用していない場合、ケース②は日本人駐在員が当該賞与を全額使用して何らかの控除項目の利用(例:Shop Dee Mee Kuenキャンペーンを適用した買い物など)を行った場合を想定しています。

ケース①では個人所得税負担額が生じている(所得控除項目が存在しないため、全額が個人所得税対象になっている)のに対し、ケース②では個人所得税負担が生じていません(全額が所得控除項目の対象になるため、個人所得税対象がなくなる)。

会社の個人所得税負担額というコストが減少することにより法人税は増加します。ただ結果として、会社の総コストである個人所得税負担額、法人税額、賞与の合計はケース①に比べ、ケース②の方が少なくなっている、つまり、所得控除項目の利用によりコスト削減が図られている、ということをお分かりいただけるかと思います。

- ・個人所得税負担額：当該賞与全額について最高税率である35%が適用され、かつ、計算された個人所得税についても会社負担となる場合の追加個人所得税額
- ・法人税：税前利益の20%として計算

会社P/L	賞与25,000		賞与30,000	
	所得控除項目 利用なし	所得控除項目 利用あり	所得控除項目 利用なし	所得控除項目 利用あり
賞与前利益	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
賞与	25,000.00	25,000.00	30,000.00	30,000.00
利益	75,000.00	75,000.00	70,000.00	70,000.00
個人所得税負担額	13,461.53	0.00	16,153.84	0.00
税前利益	61,538.47	75,000.00	53,846.16	70,000.00
法人税	12,307.69	15,000.00	10,769.23	14,000.00
税後利益	49,230.78	60,000.00	43,076.93	56,000.00
会社コスト計算	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
個人所得税負担額	13,461.53	0.00	16,153.84	0.00
法人税	12,307.69	15,000.00	10,769.23	14,000.00
税金負担額	25,769.22	15,000.00	26,923.07	14,000.00
賞与	25,000.00	25,000.00	30,000.00	30,000.00
会社コスト合計	50,769.22	40,000.00	56,923.07	44,000.00

(A)会社負担が減る

(A)会社負担が減る

(B)賞与が5,000増なのに会社コストは6,000減に

賞与全額を所得控除項目に使用するならば、賞与を5,000上積みして支給するという報酬設計でも双方にメリットがあります

駐在員に所得控除項目を利用もらうための報酬設計アイデア(B)

ケース③と④は「20年内に賞与前利益が100,000THBある会社が、日本人駐在員に30,000THBの追加賞与を支給する場合」を想定した数値例を記載したものです。

ここでもケース③は控除項目を何も利用していない一方で、ケース④では所得控除を利用しているからなのですが、このことから日本人駐在員が個人所得税の所得控除を利用してくれるのであれば、たとえ会社が当該日本人駐在員への支払(ここでは賞与)を増やしても、会社が負担するコストが結果的に減少することがある、ということが分かります。

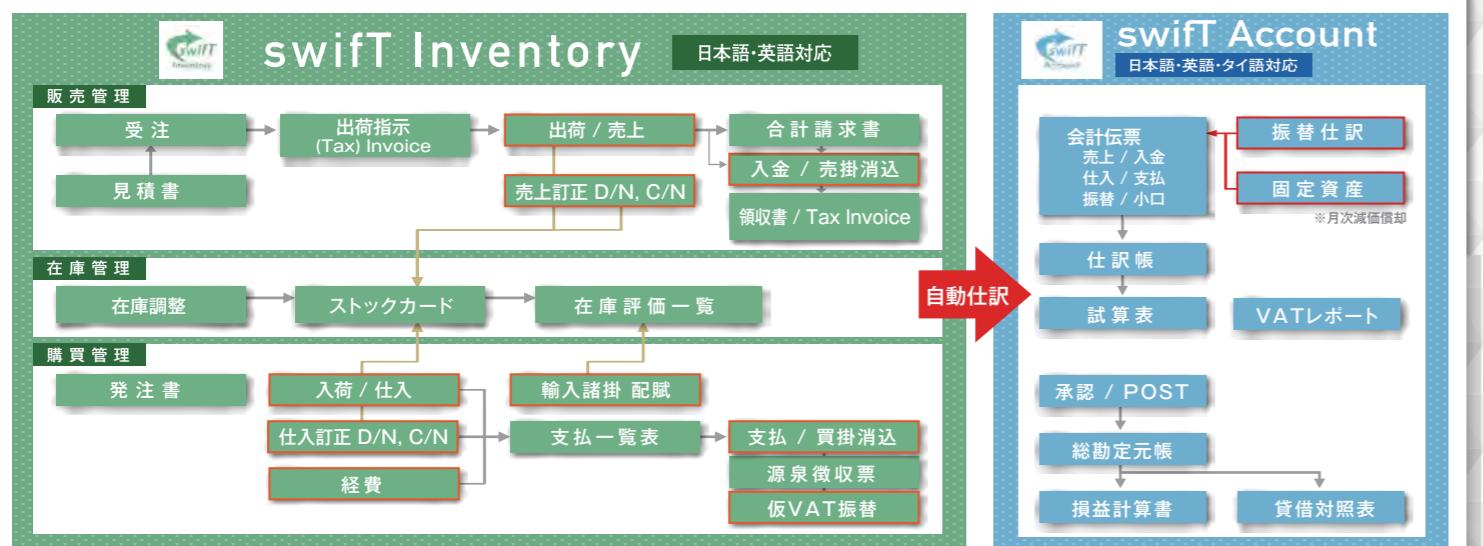
これらの例を踏まえると、日系企業の日本人駐在員への報酬形態として「賞与は25,000THB。ただし、賞与全額を個人所得税の所得控除項目になる内容に使用するのであれば、30,000THB支給する」という案が、会社・日本人駐在員の双方にとってメ

リットがある案になります、ということです。もちろんどのように所得を使用するかは個人の自由です。どんな強要もなされなければなりません。

一方、日本人駐在員自身が例えばタイにおける長期投資にすでに関心があり、退職年金基金(控除対象)を投資対象として検討している場合等、収入の増加で日本人駐在員の行動を誘導できる余地があるのであれば、一つの人事施策として検討できるではないでしょうか。



システム概要 & 環境図



swift オプション機能 (オプション機能のみの利用も可能)

T-check 債権・債務 照合システム“T-check”

「得意先の支払通知」=「自社の出荷請求」
データ間の照合を高速・自動化

目視 データ照合

- 支払通知の確認が大変
- 領収書発行の短納期対応
- 照合ミスによる損失も

自動化 データ照合

- レコード毎に自動突合
- 10万件を約10分で照合
- 違算内容レポート出力

スクリプト型AI-OCRサービス“ScripT-Ex”

外部帳票のパソコン入力作業を削減
より付加価値の高い作業へシフト

パンチ 帳票データ化

- 誤入力、属人化の傾向
- 最低限の情報のみ入力
- スキルアップが難しい

AI-OCR 帳票データ化

- 帳票を自動でテキスト化
- 様々な情報をデータ保管
- より高度な作業へシフト

SME Multi Consultant 様

日系企業300社以上のコンサル実績
経営体制の強化、業務バックアップ

一般的 記帳代行

- 原紙のやり取りが手間
- 月次決算が翌月末
- 本社報告が別途必要

コラボ SME様+swift

- クラウドで情報共有
- 即時データ照合が可能
- 日本本社もデータ参照

Find クラウド型ワークフロー“FIND W/F”

社内ワークフロー見える化し、
内部統制を強化、ペーパーレス推進

アナログ ワークフロー

- 申請ルールが不明瞭
- 社内に紙の資料が多い
- 出社時に承認、機会損失

デジタル ワークフロー

- ワークフローが明確に
- 電子申請で紙を節約
- 在宅や外出先でも承認

お客様の声

製造業

中物タイランド様

生産管理システムとの連携が可能な
BOI対応会計システムの導入でデータ入力・管理工数を削減



商社

板通タイランド様

クラウドで見積状況を共有・データを蓄積することでスタッフの残業が減少。全員で見える化したデータ管理

卸売

森友タイランド様

化粧品卸の煩雑な業務の効率化とスピードアップに貢献。マーケティングにも活用可能なシステム

TC 株式会社
東計電算

100%出資の親会社、株式会社東計電算は東証一部上場です。

TOUKEI(THAILAND)CO., LTD.

- タイ窓口(早坂) Tel: +66(0)91-726-4301 E-mail: haya2499@toukei.co.jp
- 日本窓口(佐野) Tel: +81(0)44-430-0743 E-mail: sano1531@toukei.co.jp



▲ 詳細はこちら

クラウドタイ業務・会計システム

swifT

タイ導入実績
100
ユーザー突破

企業内データを一元管理

「見える」データ管理で会計に留まらず、会社全体の業務効率をカイゼン

タイ国税局承認

ワンストップサービス

定額サブスク型



御社もチェック!

業務あるある

- 見積情報は、各営業マンの頭の中にしかない
- 部門別/営業マン別に売上を集計するには、Excelでの加工集計で一苦労
- 見積/受注は営業マン、請求/売上は経理と、情報が部署をまたいで2重、3重管理になっている
- 受注残、現在庫、資金繰り、財務状況をリアルタイムに確認することができない
- 税務/会計は全てタイ人スタッフに任せきっており、日本本社への報告に苦労している
データはバラバラ…、でも各部署回ってるから、まあいいか…



その考えは危険! データは御社の資源です

クラウド型ERP “swifT” で



タイ国税局より
認証済

VAT/WHT/多通貨対応。
日本語、タイ語、英語で利用可



業務データを
一気通貫で管理

マスターによる入力補助機能により、整合性の取れたデータ管理を実現



業務ごとに
カスタマイズ可

自社開発、自社運用のため柔軟なカスタマイズが可能



安心のデータ
管理体制(外部委託なし)

ISMSを取得した自社データセンターで、プライベートクラウド環境をご提供
お客様にあった専任担当者が、導入支援、運用サポート、アフターサービス



導入支援
アフターサービス*

お客様にあった専任担当者が、導入支援、運用サポート、アフターサービス

*日本人スタッフ / N2以上取得のタイ人 / 会計CPD取得者が対応

知らないかった！これが**あれば3DCADは必要なかつたなんて！**

3DCAD の年間保守サポート費用はとても高額ですね。データ授受するだけであれば 3DTascalIX を使うことで大幅なコスト削減が可能です。その CAD、本当に必要か見直しませんか？

- CADと同じ変換エンジンを使って開発されています
だから変換も高精度
- 変換専用モジュール付き
大量のデータも一括で
高速・高精度変換します
- 安心のサポート体制
日本製&現地サポートで
安心してお使い頂けます

高精度・多機能3Dデータハンドリングツール
3DTascalIX
スリーディタスカルエックス
無料体験版でデータ変換テスト可能です



株式会社シーセット
〒169-0073 東京都新宿区西新宿6-12-1
西新宿パークエスト8F
TEL 03-5323-0830 FAX 03-5323-0821
<https://www.3dtascal.com>

Yonezawa Engineering Asia (Thailand) Co.,Ltd.
1 MD Tower, 18th Floor, Soi Bangna-Trad 25, Bangna-Trad Road, Bangkok, Bangkok 10260
TEL 02-769-5681~2 FAX 02-769-5683 Mail sales@yea.co.th
営業担当 日本人 谷田貝(yatagai) 081-911-5681 yatagai@yea.co.th
タイ人 Mr.Chaiyapong 084-361-7439 chaiyapong@yea.co.th



法人会員様
募集中

個人会員 約7,000名
法人会員 約600社



創立107年の在留邦人の安全・便利・快適な生活のサポートをする非営利組織です
タイ国日本人会(本館:サトーン 別館:スクンビット)

Tel: 02-236-1201 E-mail: info@jat.or.th URL: <https://www.jat.or.th/jp/>

タイでの雇用に信頼・充実のデータ満載

—日経リサーチ—
日系企業における給料・待遇調査レポート 2021

タイでの人材確保に欠かせないこの一冊！

各国編 1冊 12,500 THB
横断編 1冊 88,000 THB

詳しく 事務系・技術系、21職種をカバー。
信頼できる 最大5年分のデータを収録。時系列でトレンドを示し、年次調査誤差を最小限にする工夫をしました。
給与決定に 職種別の給与水準や詳細給料をはじめ、豊富なデータで他社の昇級や賞与が把握できます。
労務関連資料に 福利厚生や離職率などの他社状況が分かります。アジア編では国際法律事務所とタイアップし、各の労働関連制度や法律を簡潔にまとめました。

日本経済新聞社グループの総合調査会社
株式会社日経リサーチ
お申込み・お問い合わせ
COMM BANGKOK CO., LTD
E-mail: info@commbangkok.com Tel: (66)2-237-4689

導入企業急増中！ 最新クラウド事情

東日本大震災から10年が経ちました。管理職を務める方の中には、災害時の業務継続計画(BCP)の策定などを行っている方もいると思います。今回はクラウドではどのようにBCPを考えていくのか、AWS(アマゾンウェブサービス)の機能紹介を絡めて説明したいと思います。

4
VOL

クラウドにおけるBCP

今年3月10日に、フランスにある欧洲最大のデータセンターで火災が発生し、ビルが全焼しました。データを保管していたオンラインサービスが軒並み一次停止し、一部ではデータが完全に消失してしまったケースなどもあるということです。万全を期して作られているデータセンターといえども障害が起きてしまう、という悪い事例になってしまいました。

AWSではこういった事態を防ぐため、リージョン、アベイラビリティゾーン、エッジロケーションという概念が存在します。

AWSには世界中にデータセンターがあり、これら物理的な場所をリージョンと呼びます(図表1)。アジア圏では東京、大阪、ソウル、香港、北京、寧夏、シンガポール、ムンバイ、シドニーなどにあります。タイだと一番近いのはシンガポールとなっています。

各リージョンの中には、いわゆるデータセンターとなるアベイラビリティゾーン(以下AZ)が複数あります。例えば、シンガポールには物理的に分離された3つのAWS用のデータセンターが存在しています。

これらに加えて、エッジロケーションというものもあります。これは、データ転送のキャッシュ用に用意されたデータセンターになり、高速伝送を行うための機能が用意されています。エッジロケーションはバンコクにも用意されているため、このキャッシュを使う設定をするとタイ国内で高速配信が可能になります。

BCP(事業継続計画)において一番重要なのは障害があってもサービスが稼働できる、またデータが消えないという点になってくると思います。

AWSにはRDSというデータベース機能があります。そこにマルチAZという機能があります。これは簡単な設定をするだけで複数のAZにデータの複製を持ち、データセンター自体の障害でもデータの消失を防いだ

classmethod(Thailand) Co., Ltd.

MD 三並慶佐

Keisuke Minami

2000年法政大学工学部電子情報学科卒。日本で15年間以上のWEB、エンターブライズやソーシャルゲームなど多くのシステム開発を行った。16年青年海外協力隊として、タイ国ラム県にコンピュータ教師として赴任。20年クラスメソッドタイランドを立ち上げ、タイでクラウドの導入支援を行う。



図表1

AWSのリージョン分布図



り、サービスを継続できる機能です。

データを守るためにバックアップも重要です。AWSにはS3という高い耐久性(99.99999999%)のストレージ機能があります。S3では、物理的に別れた3つの場所(AZ)に自動的にデータを冗長に保存することで信頼性を高めています。重要なデータをS3上に定期的にバックアップを取ることで、いざというときにデータ復旧が可能になります。

このように全世界に数多くのデータセンターがあるAWSだからできる信頼性の向上方法があります。AWSには他にも多くの機能がありますが、今回はBCPの観点から、データを確実に守るという部分に注目して紹介させていただきました。

AWSを使ったクラウド構築コンサルタント

classmethod
(Thailand) Co.,Ltd

AWSを3%OFFで使えるクラスメソッドメンバーズ(TH)提供中

【お問い合わせ】

Tel : +66 02-115-0160 (三並)

E-mail: inquiry@classmethod.co.th

URL : <https://www.classmethod.co.th/ja>

213/4 Asoke Towers, Room B, 5th Floor, Sukhumvit 21 Road, Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

dearlife お部屋探しならディアライフ!

GDM紹介プロモーション!

GDMからの紹介の方には通常サービスに加え、
Dearlife 特別サービスをご利用できます!

Dearlife通常サービス

- 入居者向け保険(火災・借家人賠償・退去時の原状回復)
- セレッソ大阪サッカースクールでのご優待
- ベリーモバイルでのご優待
- ムエタイジムのご優待



GDMからの紹介の方には

特典 1 法人企業さま向け

デポジット 長期立替

+
インターネットTV
1年間無料

特典 2 駐在員さま向け

引っ越し費用負担 or JALマイルージ贈呈 (2,000マイル)

+
インターネットTV
1年間無料

*特典1のサービス提供に際して、企業間の覚書締結を必要とすることがあります。*特典1と特典2の併用は不可です。
*サービスプロモーションは予告なく変更となる場合もございます。予めご了承ください。

お部屋探しは
ディアライフ
www.dlife.co.jp

株式会社ディアライフ

689 Bhiraj Tower at EmQuartier 19th Fl., Sukhumvit Rd., Bangkok 10110 THAILAND
TEL 03-6858-2103(日本から) 02-261-4194(タイ国内から) E-mail info@dlife.co.jp

お気軽にお問い合わせください。

日本人ライフアドバイザー直通
02-261-1188

ビル1棟占有
複数社登記可

800~2,000m²
規模のビル建設が可能
※2,000m²以上は応相談

通常のレンタルオフィスでは「出来ない」を解決!
**カスタムメイド
長期賃貸オフィス**

- ご要望に応じた仕様のオフィスビルをご提案
- 慢性的な駐車場不足、夕方6時以降エアコン代が高い、複数社で法人登記したいけど都心部のオフィスビルでは無理、24時間空調ができない、などオフィス賃貸に関してお困り事はありませんか? お客様のご要望を汲み取りカスタムメイドの長期賃貸オフィスビルをご提案します。

豊富な駐車場台数	複数社登記可能
ビル1棟占有利用	24時間365日稼働可能
自由度の高い カスタマイズ	スタッフ増員にも 柔軟に対応

カスタムメイド長期賃貸オフィスに関するお問い合わせは下記まで

電話 086-513-7435 [高尾]
Eメール takao@gdm-asia.com



弊社のこれまでの実績

- ・アマダ 様
 - ・トヨタ車体精工 様
 - ・古河電工 様
 - ・福島工業 様
 - ・アルプス電子 様
 - ・積水プラスティック 様
 - ・日本ガイシ 様
 - ・パナソニックデバイスSUNX 様
 - ・コマツ 様
- など 多数の企業様の物件取得サポートをさせていただいております。



GDM (Thailand) Co., Ltd.
www.gdm-asia.com

57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211
Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330



海外でもできる貯蓄・資産運用をご存知ですか？

- ✓ ご帰国後も継続可能なグローバルプラン
- ✓ 初心者でも始めやすい少額積立
- ✓ クレジットカード払いOK
- ✓ 米ドル/日本円/元本保証型などの幅広い選択肢



経験豊富なコンサルタントがサポートいたします。



Country Manager
奈良 静香 Shizuka Nara

2008.3 同志社大学を卒業後、現・三菱UFJ銀行に入行。
シニア・ファイナンシャル・プランナーとして10年半勤務。
2018.9 Questor Capital入社。
2020.1 同社タイオフィスのCountry Managerを兼務。



Financial Advisor
藤本 弘之 Hiroyuki Fujimoto

2015.3 関西学院大学卒業。在学中から人事領域を支援する会社の子会社設立から運営まで約4年間総責任者として従事。事業売却後Questor Capital入社。前職の幅広い業務経験を活かしタイ・マレーシアで活躍中。



Questor Capital Ltd. お問い合わせはこちら info@questor-capital.com

TEL : +662-259-6936 FAX: +662-662-3414

本社 Unit A-20-16, Menara UOA Bangsar, Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur, Malaysia

タイ 571 RSU Tower, 10th Floor, Soi Sukhumvit 31, Sukhumvit Rd, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand
Labuan FSA Licence No.BS200649 / Thailand Regional Office Licence No.1755201886



日本人会計士による、 日系企業のための、 会計・監査。

監査クライアント約350社の9割以上が日系企業。
きめ細かいサービスをお約束いたします。

中堅国際会計事務所ネットワーク



国際的監査品質

ISQC 保持

- 早期監査対応 日本側の監査対応も可能
- 大手監査法人出身の4人の日本人会計士がタイに常駐
- 親会社や他国の監査人対応・連絡対応も可能
- リーズナブルな価格設定
- 日系会計事務所最大手のAsia Alliance Partnerと連携し、監査以外の業務(決算支援、内部統制、税務等)も柔軟に対応

会計事務所・監査法人

PAS
Audit & Assurance Service

Professional Auditing Service Company Limited

02-261-1785-6 (日本語)
info@pas-audit.com (担当:奈良)

1 Vasu 1 Building, 9th Floor Room no 905/2, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110

www.pas-audit.com

タイの物流倉庫・賃貸倉庫検索サイト **Find Warehouse Thailand**

タイ王国 77 県エリア、バンコク、シラチャ、ラヨーン、他、各県にある主要工業団地の賃貸倉庫、営業倉庫の検索が可能。倉庫オペレーションに必要な機材、サービスの専門業者もご紹介しています。



サイトの倉庫情報から直接メール、電話で所有会社へご連絡頂けます。サイトご利用による会員登録、利用手数料、成約手数料は一切掛かりません。

サイト内は英語、タイ語、
日本語で検索可能です！



URL : <http://www.find-warehouse.com>
TEL : 064-934-9714 (Ms.Sueephath / タイ語・英語)
E-Mail : info@find-warehouse.com

タイ、 ASEAN の 自動車ビジネス新潮流を読む

～好評につき、シリーズ継続！～

第40回

執筆者:野村総合研究所タイ



日系メーカーが懸念する 2025年の自動車税制とは

タイでは電動車比率が増加

タイ政府は2020年初めに、30年までにハイブリッドを含むEV(電気自動車)を自動車生産全体の30%に引き上げる「30@30」を発表している。図表は生産台数における電動車比率の推移だが、20年の新型コロナウイルス感染拡大以降も上昇しており、約8%にまで到達したが、まだギャップは大きい。

目下の主力はフルハイブリッド及びエンジニアシストのEV車である。前者はトヨタの「プリウス」のようにモーターとエンジンの両方で駆動し、後者は日産の「KICKS」のようにモーターのみで駆動し、エンジンはモーターの発電役に徹するタイプを指す。

PHEV(プラグインハイブリッド)は欧州メーカーのBMWやBenzがタイの税制優遇策を活用してノックダウン生産をしている。他方で、BEV(図表中Pure)は販売台数の大半を占める中国系メーカーが輸入に依存していることから、まだ100台にも満たない。

2025年予定の税制変更

日系自動車メーカーはタイのBOIが18年に発表した第一弾の電動車投資奨励策に申請した後、続々と電動車の生産を開始している。例えば、ハイブリッド及びバッテリーを国内生産した場合に、税率が4%まで引き下げられる。

トヨタは18年発売の「CH-R」などCクラスのプラットフォーム(TNG-C)のモデルを集中的にタイで生産し、地域に輸出。「CH-R」のほか20年に発売された「カローラ・クロス」は人気が高く、その大半はハイブリッドである。20

年のハイブリッド全車種の生産は約15,000台に到達し、21年以降は倍増する見込みである。

日産はタイをe-POWER搭載車の生産拠点としていく方針であり、20年にサブコンパクトクラスのSUV(スポーツ多目的車)「KICKS」の生産を開始し、日本及びアジア太平洋地域へ輸出している。今後はエコカーとして販売されている「NOTE」などを筆頭に、内燃機関車をe-POWERに切り替えていくことが予想される。

ホンダは新型の2モーター方式のハイブリッドシステム「i-MMD」をサブコンパクトセダンの「City」に搭載し、20年11月末から発売を開始した。発売1ヵ月で同時に発表されたハッチバックタイプと合わせて5,000台の注文を受けるなど、滑り出しは好調。ディーラー曰く、Cityの販売台数に占めるハイブリッドの比率は約2割程度に達した。ホンダの販売全体に占める電動車の比率は約3%であるが、タイ得意とするサブコンパクトセグメントを中心に電動化を進めて、徐々に比率を引き上げて行く戦略だ。

ハイブリッドの強みは、BEVのように外の充電インフラを必要とせず、単価の高いバッテリーの容量もBEVに比べると約15分の1に留まる。税優遇策もあり車両価格は100万バーツ前後と相対的に低く抑えら

れる。タイで量産化することでモーターやインバーターなどの現地化を進め、タイは地域のハイブリッド生産拠点になる可能性がある。

税制変更がもたらす影響

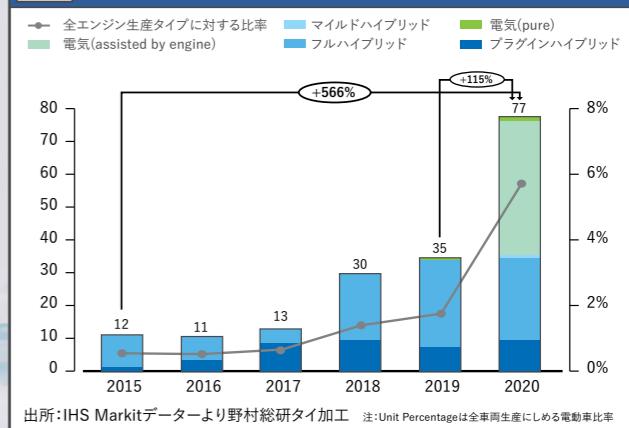
他方でタイ政府は「30@30」の方針の下、BEV重視を強めている。20年11月に発表されたBOIの第二弾の電動車投資奨励策では、BEVやPHEVに対して引き続き法人税免税措置を与える一方で、ハイブリッド車を奨励対象から外した。

さらに25年までに財務省は自動車への物品税を大きく見直す方針であり、内燃機関車に対する物品税を将来的に引き上げる方針である。同時に、低燃費車に対する優遇政策「エコカー・プログラム」の廃止が検討されている。

新税制により、日系メーカーが強みとしている低燃費ガソリン車やピックアップを中心とするディーゼル車の販売へ影響が出たり、新税制でハイブリッド車に対する優遇策が縮小されれば日系メーカーの電動化戦略が崩れる可能性もある。

世界のEV重視のトレンドに乗り寄っていくタイ政府は日系メーカーはどう繋ぎ止められるのか、正念場に立たされていると言えよう。

図表 タイの電動車の生産構成

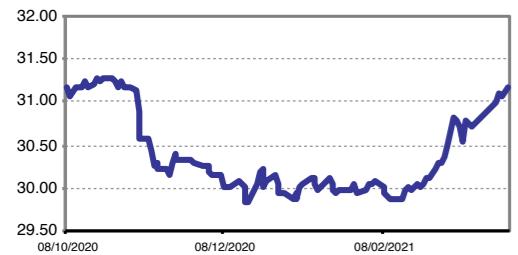


業務内容

経営・事業戦略コンサルティング、市場・規制調査、情報システム(IT)コンサルティング、産業向けITシステム(ソフトウェアパッケージ)の販売・運用、金融・証券ソリューション
399, Interchange 21, Unit 23-04, 23F, Sukhumvit Rd., Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110
TEL: 02-611-2951 URL: www.nri.co.jp



タイ・バーツ(USD / THB)



下旬はウイグル自治区の人権侵害問題を巡る問題で欧米と中国の対立が報じられ、31バーツを超えて試す展開が続き、25日に31バーツを明確に抜けると31.10台を中心とした推移へ。ロックダウンが長引く欧洲との対比で米経済の回復期待が高まる中、ドル高基調となっており、29日も年初来高値圏での推移が続いている。

4月の為替相場動向
ワクチン接種の遅延やロックダウンの長期化に伴い対ドルでのユーロ安が続いている他、ドル円でも米長期金利との相関から円安に傾いていて、主要通貨に対するドル高がバーツにも影響するだろう。2020年のドルバーツ高値と安値から考えると、現在はバーツ安トレンド入りを示しつつある水準。今暫くは上方向をメインとした推移が続くが、センチメントの改善が続けば上値が重くなるか。



ベトナム・ドン(USD / VND)



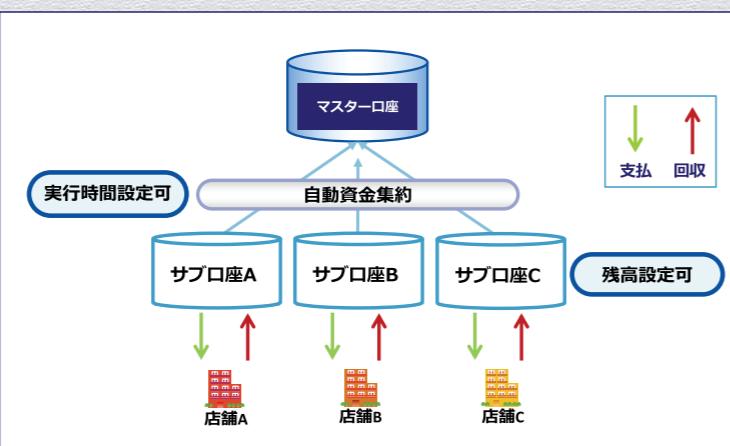
4月の為替相場動向
23,100近辺での揉み合いを予想する。USD金利上昇により幅広い通貨に対してUSD高が進行しているため、USD高VND安圧力は継続する見込み。しかしながら、FRBが緩和スタンスを維持している状況下、短期的な米金利上昇にも限度があることに加え、ベトナムの貿易黒字や投資フロー流入を背景とするUSD安VND高圧力も継続していることから、USDVND相場は小動きの展開となりそうだ。



みずほ銀行バンコック支店メコン5課

E-Mail : mekong5@mizuho-cb.com

図表3 キャッシュピーリングサービス概要



※外為規制上、ベトナム国内にあるマスター口座とベトナム国外口座とのピーリングはできません

最終的な資金の入金は実態口座となります。が、本サービスではその前段階でバーチャルアカウントを経由させます。各バーチャルアカウントの取引明細はインターネット上や登録先へメール配信するレポートでリアルタイムで情報把握ができる点もポイントです。

情報の特定や精度を高めるため、事前にバーチャルアカウントへ利用企業独自の各識別情報を付与する等、カスタマイズできる仕組みになっています。

Q 店舗ごとに口座を保有しております。口座の一括管理を検討しています。良い方法があれば教えてください。

資金の一括管理システムである「キャッシュピーリング」を導入し、管理面を強化するサービスがあります。今般がバランス強化の観点から導入を検討する企業様も増加しています。今般ガバナンス強化の観点から導入を検討するキャッシュピーリングとは、例えば店舗ごとの専用口座をサブ口座、それらの口座を包括的に管理する代表口座をマスター口座とし、サブ口座からマスター口座へ資金の吸い上げを自動的に行うもので、都度のご依頼は不要となります。金額の指定やサブ口座の残高をゼロにする方法があり、実行時間の設定も可能です(図表3)。

資金通を効率的にし事務・管理手

間の削減が見込めるだけでなく、入金口座、支払口座の使い分けを希望する企業にもご利用いただいています。

おわりに

今回ご紹介したサービスのみならず汎用性のあるその他商品と組み合わせることで多様な仕組みづくりが実現できます。

冒頭で述べたようにベトナムでは消費市場をターゲットとした企業進出が今後ますます加速していくものと考えられています。

安全かつ円滑な店舗運営に向けては、資金管理方法も一つの重要な要素となり、さらには進出国の実態に沿った形での管理・運営が求められます。

Thailand / Cambodia / Laos MEKONG 5 JOURNAL

みずほ銀行バンコック支店メコン5課が発行する企業向け会報誌
『Mekong 5 Journal』よりメコン川周辺国最新情報を一部抜粋して紹介

小売・流通業の資金管理事例 - ベトナム編

大木 めぐみ | ホーチミン支店 日系営業第三課

Q 現金を銀行に持っていく時に不安を感じるのですがどうしたら良いですか?

ベトナムでもキャッシュレス決済が急速に普及しています。政府もキャッシュレス決済を奨励しており、クレジットカードのみならずモバイル決済サービス等を利用されたことがある方も多いのではないでしょうか。

一方で店舗では現金の取り扱いは避けた通れない道でもあります。が、売上金を現金の状態で店舗近隣の銀行へ持ち込む業務はセキュリティ面も気になるところです。

そこで、現金移動時のリスク低減と業務効率化を可能にする

低減と業務効率化を可能にする

ベトナムでもキャッシュレス決済が急速に普及しています。政

府もキャッシュレス決済を奨励してお

り、クレジットカードのみならずモバイル決済サービス等

を利用されたことがある方も

多いのではないでしょうか。

一方で店舗では現金の取り扱いは避けた通れない道でもあります。が、売上金を現金の状態で店舗近隣の銀行へ持ち込む業務はセキュリティ面も気になるところです。

そこで、現金移動時のリスク低減と業務効率化を可能にする

低減と業務効率化を可能にする

これを背景に、日系小売流通業のベトナムへの進出も旺盛です。街でも数年前より日系企業の小売店を見かけ

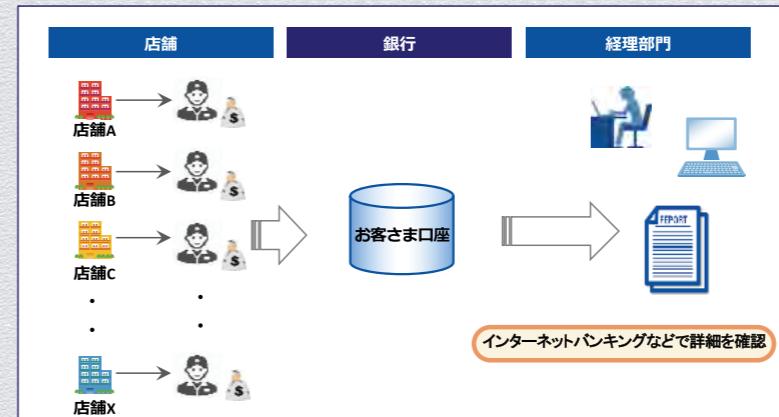
ることが多くなりました。今回は小売・流通業の皆さまが直面する問題を想定し、Q & A形式でいくつかご紹介していきたいと思います。

安価で優秀な労働力が強みとされ、労働集約型製造業の進出先として挙げられることが多いかったベトナムですが、近年は1人あたりGDPも3000米ドル水準まで到達しており、主な大都市では中間層が増加して消費市場としても注目を集めています。

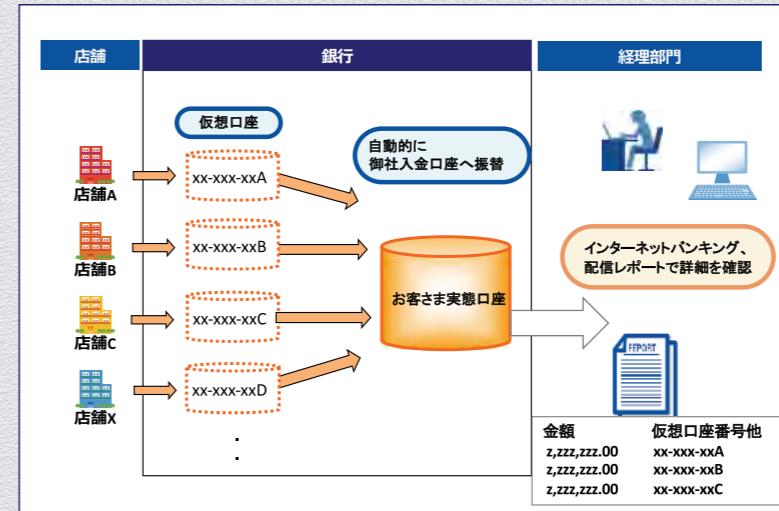
これを背景に、日系小売流通業のベトナムへの進出も旺盛です。街でも数年前より日系企業の小売店を見かけ

ことがあります。今回は小売・流通業の皆さまが直面する問題を想定し、Q & A形式でいくつかご紹介していきたいと思います。

図表1 現金回収サービスの仕組み



図表2 バーチャルアカウント(仮想口座)の仕組み



安価で優秀な労働力が強みとされ、労働集約型製造業の進出先として挙げられることが多いかったベトナムですが、近年は1人あたりGDPも3000米ドル水準まで到達しており、主な大都市では中間層が増加して消費市場としても注目を集めています。

これを背景に、日系小売流通業のベトナムへの進出も旺盛です。街でも数年前より日系企業の小売店を見かけ

ことがあります。今回は小売・流通業の皆さまが直面する問題を想定し、Q & A形式でいくつかご紹介していきたいと思います。

安価で優秀な労働力が強みとされ、労働集約型製造業の進出先として挙げられることが多いかったベトナムですが、近年は1人あたりGDPも3000米ドル水準まで到達しており、主な大都市では中間層が増加して消費市場としても注目を集めています。

これを背景に、日系小売流通業のベトナムへの進出も旺盛です。街でも数年前より日系企業の小売店を見かけ

ことがあります。今回は小売・流通業の皆さまが直面する問題を想定し、Q & A形式でいくつかご紹介していきたいと思います。

安価で優秀な労働力が強みとされ、労働集約型製造業の進出先として挙げられることが多いかったベトナムですが、近年は1人あたりGDPも3000米ドル水準まで到達しており、主な大都市では中間層が増加して消費市場としても注目を集めています。

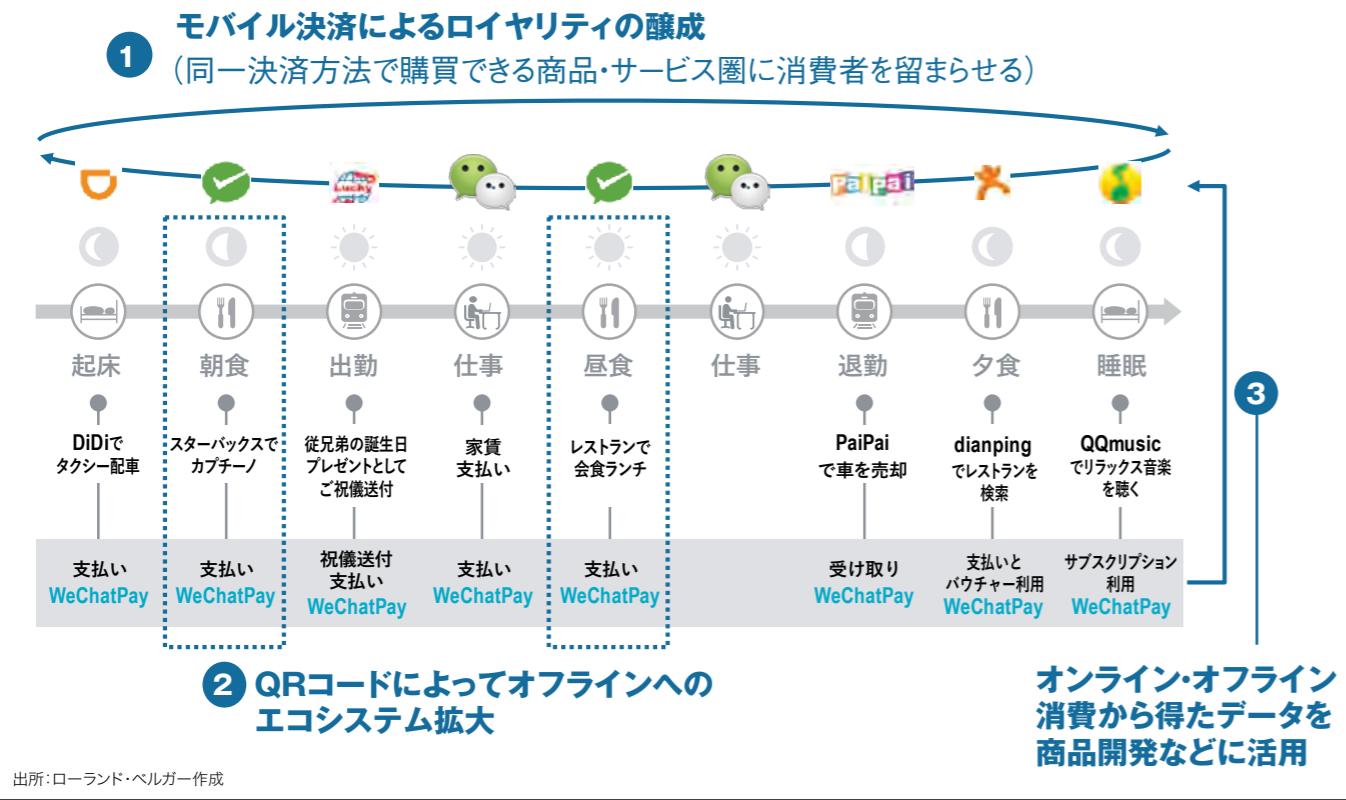
これを背景に、日系小売流通業のベトナムへの進出も旺盛です。街でも数年前より日系企業の小売店を見かけ

ことがあります。今回は小売・流通業の皆さまが直面する問題を想定し、Q & A形式でいくつかご紹介していきたいと思います。



図表1

モバイル決済を軸としたエコシステム(例:WeChat Pay)



新たな視点で時代の動きを読み取る

Vol.13

Author Profile

Roland Berger
下村 健一

ASEAN 経営戦略

東南アジア諸国連合(ASEAN)における様々な業界の旬なトピックを、ドイツ発のコンサルティング会社ローランド・ベルガーが経営戦略的な観点から解説する。今回のテーマは、モバイル決済が創る東南アジアエコシステムについて。

現時点で短絡的な結論は言えないが、Grab PayやGo Payといった配車サービスを出自とする事業者、そしてLINE Payといったマニアケーションツールを出自とする事業者がリードしているとの見方もある。出自は違えど、これらに共通するのは母体となるプラットフォームがスマートフォン化してきている点だ。日本ではまだ明確なスーパーAPRの存在は見られないが、この東南アジアでは中国と同様にスーパーAPRが消費者にとってもモバイル決済だ。そのため、各事業者はモバイル決済の標準をなんとか取り組みながら、これがモバイル決済が果たす位置付けを述べたい。

本稿ではスーパーAPRが創るエコシステムにて、モバイル決済が果たす位置付けを述べたい。

スーパーAPRは消費者の日常に入り込み、様々なサービスを提供する。それが共通のプラットフォーム上で提供されることで、ロイヤリティを高めるというのが肝だ。ここに決済という機能が加わることで、消費者にとっては他プラットフォームを利用するコストがさらに高まる。

一例を挙げる。東南アジアにはGrab Foodの他にも食品デリバリーサービスは数多存在する。だが、Grab Payを使っているユーザーであればその時の気分に合ったレストランがGrab Food上になかった場合、foodpanda等、他にまで探しに行くことは少ないのではないか。

このように、決済によって切り替えるコストが高められ、結果的により強いロイヤリティが醸成されることがある。

中国と日本のアプリ比較

規制によって中国では国内発のアプリケーションが数多く普及している。日本で使われている類似機能を持ったアプリと比較した

	中国	日本
配車	DiDi (滴滴)	Uber
支払	WeChat Pay (微信支付)	LINE Pay
通信	WeChat (微信)	LINE
売買	PaiPai (拍拍)	Mercari
音楽	QQmusic	Spotify

オンラインへのHOPシステム拡大が醸成されることになる。

モバイル決済が創る東南アジアエコシステム

東南アジアのモバイル決済市場はまさに群雄割拠である。中国では、AlipayやWeChat Payが覇権を取ったが、東南アジアは様々な出自のモバイル決済事業者が乱立している。

現時点で短絡的な結論は言えないが、Grab PayやGo Payといった配車サービスを出自とする事業者、そしてLINE Payといったマニアケーションツールを出自とする事業者がリードしているとの見方もある。

出自は違えど、これらに共通するのは母体となるプラットフォームがスマートフォン化してきている点だ。

日本ではまだ明確なスーパーAPRの存在は見られないが、この東南アジアでは中国と同様にスーパーAPRが消費者にとってもモバイル決済だ。そのため、各事業者はモバイル決済の標準をなんとか取り組みながら、これがモバイル決済が果たす位置付けを述べたい。

東南アジアで未だ市場シェアが高い零細商店の決済を押さえられる意義は大きい。モバイル決済がそのままオフライン消費にも拡大していくということになると、そこにはスーパーAPRはオンライン購買だけでなく、リアル店舗での購買にもエコシステムを拡げていくことになる。

オンライン、オフライン双方での購買行動を押さえられるのであれば、そこから得られる購買データはとてもない大きな価値になる。

中国のアリババやテンセントが、そのような消費のビッグデータを様々な事業に活用している。同じことが東南アジアでも起こるのではないだろうか。

スーパーAPR自身が、彼らのプラットフォーム上のサービスをデータを用いて改良・開発することも可能だ。一方で、例えば消費財メーカーからすると、商品開発やマーケティングの要となる消費者データを握られることがある。

そのような観点からも決済を押さえたスーパーAPRの立ち位置が、あらゆる

東南アジアで未だ市場シェアが高い零細商店の決済を押さえられる意義は大きい。モバイル決済がそのままオフライン消費にも拡大していくということになると、そこにはスーパーAPRはオンライン購買だけでなく、リアル店舗での購買にもエコシステムを拡げていくことになる。

オンライン、オフライン双方での購買行動を押さえられるのであれば、そこから得られる購買データはとてもない大きな価値になる。

中国のアリババやテンセントが、そのような消費のビッグデータを様々な事業に活用している。同じことが東南アジアでも起こるのではないだろうか。

スーパーAPR自身が、彼らのプラットフォーム上のサービスをデータを用いて改良・開発することも可能だ。一方で、例えば消費財メーカーからすると、商品開発やマーケティングの要となる消費者データを握られることがある。

そのような観点からも決済を押さえたスーパーAPRの立ち位置が、あらゆる

購買行動から得たデータを活用

以上は決済を基軸にしたスーパーAPR展開の常套戦略である。前述の通り東南アジアでは配車サービスやコミュニケーションツールがスーパーAPR化していることからも、モバイル決済の領域で彼らが覇権を持つ可能性は充分にある。仮にそうなった場合、中国の例を見てても消費財メーカーや流通・小売プレイヤーは、この世界観を前提とした戦略を迫られることになるはずだ。

Roland Berger

会社情報
TEL:+66 95 787 5835(下村)
Mail:kenichi.shimomura@rolandberger.com
URL:www.rolandberger.com

17th Floor, Sathorn Square Office Tower,
98 North Sathorn Road, Silom, Bangkok,
10500 | Bangkok | Thailand

「聞きたくても聞けなかつた、タイの税金事情」

退職給付引当金の数理計算

ASIAビジネス法務 最新アップデート

海外インフラプロジェクトの法的留意点—アジア新興国編—(5)

海外インフラプロジェクトの法的留意点に関する連載の最後として、過去アジア新興国において紛争案件を対応してきた

経緯を踏まえて、当地における紛争対応の留意点について述べる。

アジア新興国における紛争解決

まず、大前提として係争地規定を巡る問題の中で意外にも認識されていないことは、相手方の資産が存在する国との間で相互協定等が存在しなければ、日本国内での裁判上の判断は執行が不可能ということである。係争地規定は、とにかく日本の裁判所にしておいた方が良いという言説が見られるが、これはクロスボーダー契約実務においてもっとも避けなくてはならない悪手である。

他方、カンボジア、ラオス、ミャンマー等のアジア新興国の裁判制度は、汚職や裁判官の能力不足等という問題があり、現時点において利用することは推奨されない。また、カンボジアやラオスにおいても、現地に仲裁機関や仲裁制度が存在するものの、過去の経験を踏まえると同様に利用することは推奨できない。

そのため、新興アジアでの紛争処理については下表の考えに基づいて、第三国においてある程度信用が確立されている仲裁機関にて当事者間で仲裁合意を得るべきである。

係争地規定のポイント

ある程度信頼がおける第三国の中裁機関で合意しているとしても、相手方国での外国仲裁判断の承認執行について問題が生じる可能性がある。アセアンや南アジアの新興アジア諸国は外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約※の加盟国であるが、現地裁判所での外国仲裁承認事例が限定期で事例が蓄積されていると言い難い状態であり、現地国での承認執行手続きの実施可否や手続き上の留意点について

※ 正式名称Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958)。加盟国同士は外国における商事仲裁についての仲裁判断が、他の裁判所によって承認執行が可能となる。加盟国一覧はhttp://www.newyorkconvention.org/countriesで確認可能

	日本	カンボジア、ラオスなどのアジア新興国	第三国
裁判	強制執行困難	平等性、汚職などに関する問題	強制執行困難
仲裁	望ましいが合意が困難	仲裁制度の未成熟、仲裁判断の取消などが裁判所の管轄となってしまう可能性	合理的。ただし、外国仲裁判断の承認、執行の可否については注意が必要

薮本 雄登

One Asia Lawyersの前身となるJBL Mekongグループを2011年に設立、メコン地域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで延べ10年間に亘る駐在・実務経験を有し、各国の現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。インフラプロジェクトについては、タイ、カンボジア、ミャンマーにおける道路敷設や鉄道、上下水道、高速道路のメンテナンスなどの開発プロジェクト、ラオスでの電力開発案件等も支援。
E-mail : yuto.yabumoto@oneasia.legal



One Asia Lawyers

One Asia Lawyersは、アジア全域にオフィスを有しており、日本企業向けにアジア太平洋地域でのシームレスな法務アドバイザリー業務を行っております。2019年4月1日より南アジアブロック、2020年11月よりオーストラリア、ニュージーランドブロックを本格的に開始。

[One Asia Lawyersグループタイオフィス]

Unit2301, 23rd Floor, Interchange 21 Building, North-Klongtoey, Wattana, Bangkok, Thailand
Tel: +66-61-780-1515
E-mail : yuto.yabumoto@oneasia.legal

図表2 退職給付債務の数理計算モデル

氏名	入社年	年齢	現在までの在職期間	定年までの残り年数	現在賃金	定年退職時賃金	解雇補償金支給月数	割引率 > 1.50%			
								昇給率 > 3%	解雇補償金額	現在価値	
A	2563	24	0	31	16,000	40,100	13.33	534,533	336,921	15	0
B	2556	45	7	17	47,000	63,200	10	632,000	544,574	75	168,178
C	2554	36	9	28	27,463	48,200	13.33	642,506	484,198	50	77,818
D	2555	39	8	24	11,746	18,900	13.33	251,937	198,535	50	33,090
E	2558	42	5	18	10,803	15,900	10	159,000	131,021	75	27,297
					113,012	186,300		2,219,976	1,695,249		306,383

図表1 解雇補償金の額

勤務期間	解雇補償金の額(最終賃金)
120日～1年末満	30日分
1年～3年末満	90日分
3年～6年末満	180日分
6年～10年末満	240日分
10年～20年末満	300日分
20年～	400日分

図表3 在職可能性率

年齢	割合
51歳～55歳	100%
46歳～50歳	95%
41歳～45歳	75%
31歳～40歳	50%
30歳以下	15%

タイでは労働法上、定年退職の場合も会社都合解雇とみなされ、解雇補償金の支払いが必要になります。日系企業の多くが採用している会計基準(TFRS for NPAs)に基づき、退職給付債務に付き改善の見積りを行う引当計上が必要です。

一般的に「退職金」と認識されていますが、タイにおいては「解雇補償金」であり、この解雇補償金を算出する引当計上が必須です。解雇補償金相当の退職給付引当金計上額を算出していくかの会計方針によって異なります。が、今回は一般的にどのようないかで解雇補償金相当の退職給付引当金計上額を算出していくかを解説します。

従業員が5名いると仮定します。労働法で定められる解雇補償金は図表1の通りです。定年退職時に支払う必要のある解雇補償金額から、退職給付債務の見積り計算を行います(図表2)。各従業員情報の入社年、年齢、現在までの在職期間、定年退職までの残り年数、現在の賃金を基に定年退職まで一定の昇給率(3%設定)だったと仮定し、定年退職までの最終賃金を算出し、勤務年数に応じて解雇補償金額を算出します。算出された解雇補償金額は現在価値に割り戻します(1.5%設定／一般的には10年国債利率を用います)。若い従業員は転職等の可能性が高いため在職可能性率を低く、逆に定年退職の年齢に近づくにつれて在職可能性率を高く設定し、

J Glocal Accounting Co., Ltd.

Managing Director

坂田 竜一



大学卒業後、証券化に特化した会計事務所勤務を経て2009年来タイ。大手日系会計事務所で5年間勤務し、日系金融機関ほか多くの日系企業の会計・税務・監査業務に従事する。13年12月、J Glocal Accounting Co.,Ltd.を設立、タイと日本の会計・税務の専門家として日系企業へのサポートを行う。

業務内容

記帳代行／月次決算、財務諸表作成／税務相談、コンサルティング各種税務申告書作成／給与、社会保険業務スポット業務(還付請求、デューデリジェンス、M&A他)

Thai Office

10/183 (2402) 24Floor, The trendy Building, Sukhumvit Soi 13 TEL: 02-168-6225

Japan Office

くらしま会計事務所> 2006年7月設立。日本国内の税務業務及び各種コンサルティングの他、タイ進出企業の日本本社向けに総合コンサルティングサービスを提供。J Glocal Accounting社の日本オフィスとしての役割を担う。

JGA
J Glocal Accounting Co., Ltd.
www.jga.asia

言葉、文化を超えてグローバル日系企業が
本業に専念できる環境を提供します。

知らないや損するタイビジネス法務

日本人がタイに所有する相続財産への適用法

3.11 メッセージ／工作機械 早期復旧、デジタル技術駆使

工作機械メーカーがデジタル技術を駆使して、災害発生時の顧客サポート体制を強化している。客先に納めた機械のデータベース(DB)の活用やIoT(モノのインターネット)サービスとの連携により、迅速かつスムーズな初動とサポートを実現。近年、自然災害が多発化・激甚化する中、顧客の生産活動の継続と早期復旧を支援する上で、デジタルの力の重要性が一層増している(編集委員・土井俊、名古屋編集委員・村国哲也)。

地図に顧客DB

オークマはアフターサービスの担当者に全地球測位システム(GPS)を持たせている。日頃から、各担当者の所在地を本社が確認しながら次の訪問先を指示して効率的な移動に役立てており、災害発生時にも応用して迅速な現場対応を心がけている。

ヤマザキマザックは、ビジネスインテリジェンス(BI)ツールにより、全国に納入した工作機械製品の情報を地図上でDB化している。通常のアフターサービスに加え、災害時には被災地の顧客と稼働設備をいち早く把握し、早期の安否確認、復旧に生かしている。

ジェイテクトもカスタマーサービス(CS)用DBを災害時の安否確認や普及支援に活用している。地図上で地点と半径を設定すると、円内の顧客と稼働する同社製の工作機械の詳細が表示される。平時はサービス担

当者の訪問先検索用だが、震災時には震源地に近い顧客を特定できる。また、被災地での復旧支援用にプラグインハイブリッド車(PHV)「プリウス」も導入している。

こうした取り組みは、実際の災害時の復旧サポートに大いに役立っている。ジェイテクトでは同DBを2020年度は被災地向けに5回利用し、230台以上の工作機械の安否確認に対応した。ヤマザキマザックは、21年2月13日に発生した福島県沖地震の翌朝に社員が出社し、同DBを使ってユーザーの安否を確認した上で現地に担当者を派遣した。

遠隔でサポート

アマダも同地震の際、IoTソリューション「Vファクトリー」の遠隔監視サービスを利用する顧客の工場稼働を迅速に復旧できた事例が複数あったという。地震の揺れによる機械の緊急停止や自動搬送装置のパレット位置



▲無電源エリアでプリウスの電源を使って食事する、
ジェイテクトの工作機械サポートスタッフ

それをサポートセンターが遠隔で確認し、復旧のための操作支援を行った。自然災害時の遠隔サポートサービス活用は「人的対応の限界を補い、顧客の早期復旧に有効」(Vファクトリー推進部)と強調する。

災害対応への有効性も見据えた技術開発も進む。三菱重工工作機械(滋賀県栗東市)は、スマートグラスなどからの映像を共有し遠隔で各種サポートを行うサービスを開発、21年度にも実用化する。災害時の利用も想定でき、「機械の状況把握や顧客の各種サポートを展開する」(開発担当者)方針だ。

DMG森精機は会員専用サイト「my DMG MORI」向けにサービスリクエスト機能を開発。顧客は同サイトから出張サービスや見積もり依頼を行える。不具合箇所の写真や動画も同時に送付でき、やりとりの回数削減、復旧までの時間短縮が図れる。

※記事提供:日刊工業新聞(2021年3月11日)

充実の有料会員限定機能

- NEWS PDF
- AM 6:00 メール配信
- 12ヶ月もしくは6ヶ月の契約で登録月が無料

紙面PDF

電子版

<https://www.nikkan.co.jp>

インテリジェンス・リレー連載

タイは、在留日本人が多い国として世界的に見ても上位に入る国である。駐在時にタイで投資を行ったり、不動産を購入したりする人もおり、温暖な気候や親日国であることからも、リタイア後にタイで余生を過ごす日本人が多い。

そこで今回は、タイのビジネス法とは少し離れてしまが、タイに財産がある日本人の相続に対しても適用される法について解説する。

適用される法律

海外に財産を有する日本人が死亡した場合に、どの国の法律が適用されるかについては、相続手続きの最初に検討する必要のある重要な点となる。

死亡した日本人(以下「被相続人」)がタイに財産を有する場合、日本とタイ、どちらの法律が適用されるだろうか。今回は、遺言がない場合として記述する。

日本の通則法

日本では「法の適用に関する通則法」という法律(以下「通則法」)が定められ、相続についてもどの国の法律が適用されるかが規定されている。通則法第36条によれば、「相続は、被相続人の本国法による」とされており、日本人であれば日本法が適用されることになる。

タイ抵触法に基づく適用法



不動産

不動産の所在地の法による



動産

被相続人死亡時の居住地における法による

タイ抵触法第37条においては不動産の所在地の法によるとされていて、このため不動産については、例えばタイに不動産であるコンドミニアムを所有している場合、当該コンドミニアムの所在地であるタイの法律が適用されることとなる。

他方、タイ抵触法第38条では動産について、被相続人の死亡時の居住地における法によるとされている。つまり、例えば被相続人がタイで死亡した場合の動産(銀行預金を含む)については、被相続人死亡時の居住地であるタイの法律が適用されることになる。

もともとタイの財産についてはその相続手続きに関し、タイの行政機関や民間機関で手続きを行う必要が出てくるため、タイにおいてどの国の法律が適用されるのかを合わせて考慮する必要がある。

この点について定めたタイのACT ON CONFLICT OF LAWS B.E. 2481(以下「タイ抵触法」)の場合、対象となる財産(以下「相続財産」)が不動産か動産かにより、適用される法が日本法となるかタイ法となるか、さらには日本でもタイでもない第三国法となるかが決まる。

タイ抵触法第37条においては不動産の所在地の法によるとされていて、このため不動産については、例えばタイに不動産であるコンドミニアムを所有している場合、当該コンドミニアムの所在地であるタイの法律が適用されることとなる。

もともと被相続人が遺言を作成している場合には、別途検討が必要となる点注意が必要であり、さらに遺言がある場合でも、タイの財産についての遺産分割手続きには裁判所における相続管理人の選任が必要である。今後、これらの点についても寄稿する予定にしている。

このことから、一般的にタイでcondominiumについて所有権移転を行う場合はタイの法律に従い、その他タイの動産については被相続人の死亡時に居住していた地の法律に従い各手続きを行うこととなる。

ミニマルについて所有権移転を行う場合はタイの法律に従い、その他タイの動産については被相続人の死亡時に居住していた地の法律に従い各手続きを行うこととなる。



TNY 国際法律事務所

日本国弁護士 藤原 杯花

17年1月よりタイのTNY国際法律事務所にて執務。TNY国際法律事務所は、日本人弁護士2名が共同代表を務める法律事務所であり、会社設立から規制調査、契約書のリーガルチェック、商標登録申請などのサービスを提供している。

URL: <http://www.tny-legal.com/>
Contact: info@tny-legal.com

バブル崩壊を防いだ中国の 目の前に思わぬ伏兵

天網恢恢疎にして漏らさず、中国当局に「出生率急減」の“罰”



中国公安省は2020年の出生数が1,004万人であったと発表した。これは20年に戸籍登録した人数であり実際の出生数とは異なるが、前年の同じ統計より14.8%減少している。このことから20年の実際の出生数は1,250万人程度と推定される。

中国の19年の死者数は1,004万人であったが、最近は高齢化により毎年10万人程度増加していることから、20年は1,014万人前後になると思われる。その結果、20年の人口増加は236万人と計算される。増加率は0.16%である。

2021年3月20日掲載 (JBpress)

中国にも団塊世代と団塊ジュニア世代が存在する。現在、団塊ジュニアは30歳～34歳になっており、まさに出産適齢期にある。それにもかかわらず出生数が減少し続けている。彼らより10歳若い世代は団塊ジュニアよりも約40%少ないから、もし出生率が同じで推移するとしても、10年後の出生数は現在より40%減少することになる。

これらの数字から、30年の出生数は750万人、死亡数は1,150万人程度になると想われる。つまり1年間に人口が400万人も減ることになる。その状況は現在の日本にそっくりだ。

中国政府は1990年以降に日本が衰退し続けた理由を不動産バブル崩壊にあると考えた。そのため、あらゆる手段を講じて、不動産バブルを取り続けたからだ。

中国政府は1990年以降に日本が衰退し続けた理由を不動産バブル崩壊にあると考えた。そのため、あらゆる手段を講じて、不動産バブルを崩壊させないようにした。

ここ数年、中国では大手不動産会社や地方銀行が経営危機に陥ったが、それらはなかなか倒産しない。一部は倒産したが、それで97年に日本で起つたような連鎖倒産が起きることはなかった。それは当局が裏で立ち回ることによって金融崩壊を防いでいるからだ。

当局は潰れそうな不動産会社や金融機関にいろいろなルートを使って資金を供給し、倒産を防いでいる。それは多くのモラルハザードを伴つて思われるが、野党やマスコミが存しない中国では、それらを闇に葬り去ることができる。

中国の当局者は、日本のようなどりは踏まないと豪語している。

もう一般人は
マンション購入不可能

だが、いつになんでも不動産バブル

マンション購入不可能

出生数が減り続けている原因

中国では結婚する際に、男性側が住居を用意する習慣がある。多くの場合、息子は自分で住居を買えないから、親が用意することになる。

しかし住居価格があまりに高騰してしまったために、よほどのお金持ちはいい限り、親も住居を用意することができない。このことが婚姻率を低下させ、その結果として出生数を減少させている。

中国の不動産バブルが崩壊すると言われて久しい。しかしバブルは一向に高騰してしまった。

中国政府が公表しているデータを用いて計算しても、2019年の北京の平均的な新築マンションの価格は日本円で約5700万円になる。

現在、北京で新築マンションが多く作られているのは、中心部に通勤するのに2時間程度かかる地域である。そのような地域でもこの程度の価格になっている。中心部に数十分で行ける場所なら、ごく普通のマンションでも1億円は下らない。

一方、政府の統計では、北京に住む人の1人当たりの可処分所得は日本円で110万円程度に留まる。

この数字を元に計算すると、平均的な新築マンションの価格は世帯収入の17・3倍になる。これでは遙か郊外に建てられたマンションでも、一般人が購入することは難しい。

このような事実からも、中国のマンションは富裕層が蓄財用に購入するものであることが分かろう。

同様の傾向は地方都市でも観察される。沿岸部の江蘇省、浙江省、福建省、広東省ではマンションの価格は平均所得の8倍程度になっている。

貴州省など中国では田舎と思われている地域でも、住宅価格は世帯収入の5倍程度になっている。

現在、中国では農民戸籍の人も含めて全ての若者が都市に住みたいと考えている。ただ、戸籍制度の縛りが厳しい中国では、普通の人が北京や上海に移り住むことは難しい。それでも多くの若者は、最低でも生まれた省の省都程度には移り住みたいと考えている。

しかし、ここに示した数字からもわかるように、地方都市であっても普通の人が不動産を手に入れるのは難しい。多くの若者は地方都市に移り住んでも、借りたアパートに友人と一緒に暮らすことになる。

田舎に戻れば家はあるが、そこに戻つても結婚してくれる女性はない。若い女性が田舎暮らしを嫌うことは、アジアにおいて普遍的に見られる現象である。

中国政府は不動産バブルを崩壊させることなく、上手に政策運営したつもりであったが、出生率の急激な低下という伏兵に遭遇してしまった。

人口が減少する時代が統けば、必然的に住宅需要は激減する。そろそろいくら当局が上手く立ち回つても、不動産バブルは崩壊する。

「天」は見ていた

「天網恢恢疏にして漏らさず」という言葉がある。これは老子の一節であり、天の網は荒いように見えても、悪事をすれば必ず天罰が下るという意味だ。

欲に目が眩んだ不動産会社や金融機関が無理な開発や融資を行い、その結果として倒産の危機に瀕しても、彼らが共産党と親密な関係を有していれば、中国政府は闇で不明朗な資金を流すことによってそれらを救済してきた。

野党もマスクもないから、誰にも文句を言われることはない。だからモラルハザード(つまり悪事)を永遠に隠し通せると思っていた。しかし、天はちゃんと見ていた。そして出生率の急減という形で、当局に罰を与える現象である。

このまま出生率が減少し続けば「中国の夢」などと称して、米国と覇権を争うことなど夢のまた夢になる。

だが、少子化を解消しようと思つてマンション価格を下げれば、不動産バブル崩壊が金融危機を招いた

1990年代の日本のような事態に

陥ってしまう。

出生数の急減に対しても中国政府はこれといったコメントを出していない。

だが、内心は思わず伏兵に遭遇して、その対処に困り果てているものと思われる。

老子は中国が生み出した偉大な古典である。中国政府の当局者、特に金融関係者には自国の古典をもう一度よく読むことを勧めたいと思う。

野党もマスクもないから、誰にも文句を言われることはない。だからモラルハザード(つまり悪事)を永遠に隠し通せると思っていた。しかし、天はちゃんと見ていた。そして出生率の急減という形で、当局に罰を与える現象である。

このまま出生率が減少し続けば「中国の夢」などと称して、米国と覇権を争うことなど夢のまた夢になる。

だが、少子化を解消しようと思つてマンション価格を下げれば、不動産バブル崩壊が金融危機を招いた

1990年代の日本ののような事態に

文・川島 博之(かわしまひろゆき)

ペトナムのシングループおよびMartial Research & Managementの主席経済顧問。1965年生まれ。77年東京水産大学卒業、83年東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得のうえ退学(工学博士)。東京大学生産技術研究所助手、農林水産省農業環境技術研究所主任研究官、ロンドン大学客員研究員、東京大学大学院農学生命科学研究科准教授などを経て、現職。主な著書に「農民国家・中國の限界」「食糧危機」をあげてほしい」「食糧自給率」の限界など。

Jpress
<http://jpress.ismedia.jp>

リアルな情報を発信

時事速報バンコク版

コンテンツを一部紹介!

時事通信 特派員リポート Vol.64

シンガポール「コロナ流行国からも出張OK!! 「隔離不要」で受け入れ(シンガポール支局 新井 佳文)

8月にダボス会議

シンガポールでは8月17日～20日、世界経

どの国・地域からでも隔離不要で出張者を受入れ、すぐにビジネス活動できます。シンガポール政府はそんな仕組みを設けるため、チャンギ空港近くに2月18日、短期出張者専用の宿泊施設を開設した。新型コロナウイルス流行下でも世界の人々が安全に交流できる場を提供し、観光や航空産業の復活を支援する考えだ。

外出禁止、会議は密閉ガラス越し

新施設の名称は「コネクト・アット・チャン

ガポール政

チヤンギ空港近くに2月18日、短期出張者専用

の宿泊施設を開設した。新型コロナウイルス流行下でも世界の人々が安全に交流できる場を

提供し、観光や航空産業の復活を支援する考

えた。

「隔離不要」とPRしているが、事実上、出張

者は施設で隔離状態に置かれる。

新施設は、政府系投資会社テマセク・ホール

ディングスなどが建設を担当。同社幹部は記者

会見で、新施設で「多様なビジネス会合を開ける」と力説。弁護士の同席を必要とする法務交渉やプライベートバンクの会合が想定される

という。

利用料金は1泊384シンガポールドル(約3万円)から。空港との送迎、1日3食、PCR検査費が含まれる。

もちろん、コロナが落ち着いている国からの訪問者は新施設を使う必要はない。「グリーン

カード」という枠組みに基づき、入国後の隔離免除で街中で活動できる。

※この記事は時事通信社の提供によるものです(2021年3月3日)

時事速報バンコク版

月額3500B(税込)

JIJI PRESS



時事通信社

1ヶ月間の、無料トライアル受付中!

お申込みは、「バンコク時事」で検索!(画面左上、無料トライアルフォームをご入力ください)
お問合せは、①E-mail: Bangkok@thaijiji.com ②Tel: 02-236-6628

タイ国時事通信社 JIJI PRESS (THAILAND) CO., LTD.

1 最新ニュースを毎日2回お届け!
+ 会員サイトで1999年以降のタイニュースも!
日本・アジアの記事も検索!

MIWCOM
TOTAL IT SECURITY SINCE 2004

シンプルかつ堅牢。

IT法 IT管理 導入から運用



48 ArayZ

全物件
『住宅保険付き』は
ディアライフだけ!

全物件『住宅保険付き』だから安心!

タイでは唯一! ディアライフで仲介した物件には住宅保険が無償で付いています。
入居中の盗難・水漏れ・爆発事故や、退去時の原状回復費用も住宅保険でカバー!

住宅保険とは?

火災、爆発、水漏れや、物の紛失や盗難などの損害に対して補償する保険です。
借主であるご入居者様はもちろん、貸主であるオーナーさん、近隣住人など第三者への損害賠償を含みます。

ここが
ポイント!

入居前にはわかり得ない、入居後に発生する、万が一の事故を保険でカバーし、
予期せぬ費用負担を軽減

退去時に発生する、「補修費(ダメージ回復費用)」を保険でカバーし、
デポジット(敷金)返金のトラブルを解消

イメージキャラクター ぱんちゃん璃奈

お部屋探しは
ディアライフ
www.dlife.co.jp

株式会社ディアライフ

689 Bhiraj Tower at EmQuartier 19th Fl., Sukhumvit Rd., Bangkok 10110 THAILAND
TEL 03-6858-2103(日本から) 02-261-4194(タイ国内から) E-mail info@dlife.co.jp

日本人ライフアドバイザー直通
お気軽にお問い合わせください。 02-261-1188

世界の片鱗



いろんな景色、いろんな想い



スペイン・マラガ

“Love is Everything”

ピカソの故郷を訪れ、街を歩いていた時に出合った瞬間。すごく人間らしくて、動物らしくて好きです。

日本だと屋外でイチャつくのはちょっと遠慮しがちだけど、海外ではよく見る光景。男女が平気で溶け合う様子は、素直で美しい。

ビジネスにも活かせる

風水学



鶴田 雅子

ビジネスコンサルティング会社 SSF CONSULTATION LTD代表
E-mail: sae@ssfconsultation.com URL:<http://www.ssfconsultation.com>
1989年、英国のレイブンズボーン大学留学中に、世界的有名な風水大師葉清海氏から風水師としての才能を認められ、最初で最後の日本人内弟子として彼が89歳で他界するまでの約30年間、風水を学んだ。チュラロンコーン大学教育学部高等教育課で博士号を取得後、風水を中心に入れたビジネスコンサルティング会社SSF CONSULTATION LTDをタイ・バンコクに2009年に設立して現在に至る。タイの他、アメリカ、インド、インドネシア、英国、カンボジア、シンガポール、台湾、中国、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、日本などへも仕事で出向いている。

3: アジアの風水①

今回から、アジア各国における風水にまつわるエピソードをご紹介します。



韓国

旧日本軍が1910年9月30日に建設した朝鮮総督府庁舎は95年に取り壊されました。そこには、庁舎が風水の気を断絶しているとの理由もありました。撤去作業は95年8月15日の解体記念式典後、翌96年の年末まで掛かりました。以降、韓国は経済的にも大きく発展しました。



シンガポール

建国の父と言われている李光耀(リー・クアンユー)元首相は65年にマレーシアから独立した際、有名な風水師でもあった光明

山寺の住職に助言を求めました。その助言に基づき、シンガポールの全国民が裕福になるようとの願いを込めた八角形の1ドル硬貨を作成しました。その後のシンガポールの経済発展はご存知の通りです。このコインは現在でも使用されています。

また、2008年4月に始動した巨大観覧車シンガポールフライヤーは3ヵ月後、回転の向きを反時計回りから時計回りに変えましたが、その理由も風水上時計回りにした方が良い運気をもたらすためです。



タイ

ワット・プラケオ(エマラルド寺院)の真横にある国防省前に陳列されている大砲は以前、建物の前を向いていました。しかし、風

水師の指示に従って玄関を境に、左と右に向け直しました。

また、カシコン銀行本店はある風水師の勧めでライオンを設置したところ、お客様からの苦情が相次ぎました。そのため、別の風水師に相談して大きな象に替えました。



台湾

16年4月に鴻海精密工業がシャープを買収しました。通常であれば買収調印式は、年度末の平日3月31日(木曜日)もしくは4月1日(金曜日)が選ばれます。しかし、鴻海精密工業の会長は顧問風水師の指示通りに、4月2日(土曜日)の午後3時以降に調印しました。

中野陽介 1987年福岡生まれ。19歳で渡米し、Los Angeles City College卒業。23歳の時、岡本太郎著「今日の芸術」を読んで衝撃を受ける。24歳で渡タイ、バンコクでサラリーマンと芸術家の二足のわらじ生活を3年間送る。28歳から1年間で22ヶ国を巡る世界一周旅を敢行。旅先で路上ワーカーたちの出会いに感銘を受け、「路上ワークの幸福論」を出版。同書はKinokuniya: Bangkok店&EmQuartier店でも発売中。
HP: yosukenakano.com Instagram:@yosukenakano



時事速報バンコク版 月額 3,500B(税別)

最新ニュースを毎日2回配信

独自の現地取材による最新最速のアジア経済・産業情報、
日系企業進出速報や人事情報のPDF版ニュースを、Eメールで1日2回お送りします。

時事速報 ON THE WEB

1 過去記事検索

1999年以降のタイの記事を蓄積したデータベースから、キーワードでニュース検索できます。

3 クリッピング機能

あらかじめキーワード設定しておくことで、必要なニュースだけをご登録のメールアドレスへ自動転送が可能です。

2 アジアニュース

タイだけでなく、近隣東南アジアや中国、さらに全世界のニュースもご覧いただけます。

4 指標・統計

タイのGDPや自動車生産台数の推移など、報告書の作成にも便利な統計データをグラフでダウンロードいただけます。

フラッシュニュース

テロ、災害、事件・事故など緊急を有する情報は、
1日2回のニュースメールを待たず即時メールで
ご連絡いたします。

【該当情報例】

爆弾テロ事件/クーデター/軍とデモ隊の衝突/戒厳令の発令/洪水の発生、被害状況など

1ヶ月無料トライアルのお申し込みは

バンコク時事

検索

ウェブサイト画面左上、「無料トライアルお申込み」のフォームをご入力下さい。



時事トップセミナー 年間 12,000B(税別)

ネットワーキングに最適、
タイのキーパーソンによる講演会

海外で活躍する日系企業の皆さんのために、経済界・政界の第一人者や各分野の専門家がタイの実情を講演。バンコク市内のホテルで年6回、食事会を兼ねて開催しています。



《お問合せ》 Jiji Press Thailand

E-mail: Bangkok@thaijiji.com TEL: 02-236-6628

287 Liberty Square Bldg., 14Fl., Unit.1401 Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

JIJI PRESS



時事通信社